

第 6 編 交通安全
6-94

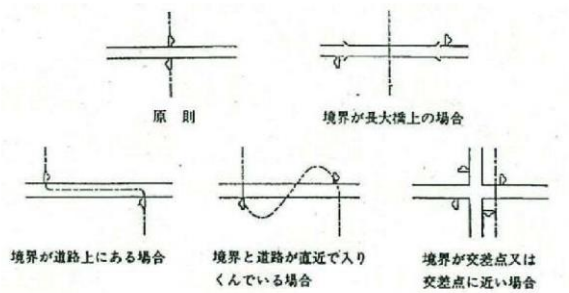
新	旧	改訂理由																																																								
標示板レイアウト上の留意点 ・108 系の矢印 表示原則 ① 幅員 3m 以上の交差道路は、原則とし枝線で表示する。 ② 交差道路の幅員を考慮して、道路を示す線の太さを変える。 ③ 交差形状は出来るだけ正確に表現するが、不安や誤解を与えない程度の変更は差し支えない。また、形状よりも交通流に合せたほうがわかりやすい場合は交通流に合せた表示方法をとる。 ④ 地名等を表示する方向には必ず矢印（) をつける。 表 6.9 道路を示す線の太さ <table><tr><th>交差道路の車線数 対象 道路の車線数</th><th>4 車線以上</th><th>2 車線</th><th>1 車線</th><th>3m 未満</th></tr><tr><td>4 車線以上</td><td>同</td><td>同</td><td>細</td><td>表示しない</td></tr><tr><td>2 車線</td><td>同</td><td>同</td><td>細</td><td>表示しない</td></tr><tr><td>1 車線</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>表示しない</td></tr></table> (3) 確認案内 (a) 方面及び距離 (106-A) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び交差点部の流出部で方面及び距離を案内する必要がある場合は (106-A) を設置するものとする。 主要な道路とは、国道またはこれに準ずるような道路をいう。 (7) 交差点部 交差点案内（予告、指示誘導）された交差点の流出部には、原則として設置する。ただし、(105) 系統で案内された交差点の流出部、または市街地等で交差点間隔が短い場合等は省略してもよい。 (4) 単路部 一般に地方部の道路が対象になり、設置間隔は、都市の間隔、道路の状況（主要交差点間隔）、沿道の状況等により異なるが、5km 程度としほぼ等しい走行時間ごとに案内が得られるように設置する。 (9) 設置場所 左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島。交差点流出部に設置する場合は、交差点を通過して視認性の良好な場所に設置するが、おおむね 300m 以内とする。 (エ) 板面表示 表示地名は、「道路の分類と目標地」を参考にして選定するものとし、道路標識設置基準・同解説、P.25、令和 2 年 6 月、(公社)日本道路協会の表 2.3.1 を参照するものとする。 (オ) 距離表示 表示する距離は、原則として当該地点かち目標地となる市町村の市役所若しくは、町村役場の正面地点とするが、やむを得ない場合においては主要交差点、駅、繁華街等当該市町村の代表地点とする。 距離は km 未満を四捨五入して、km 単位で表示する。ただし、1 km 未満の場合は、小数点第 1 位まで標示する。 (カ) 経由路線番号 当該道路が一般国道及び都道府県道の場合は、経由路線番号を表示する。 (b) 路線番号 (118-A, 118 の 2-A) 案内すべき路線番号のある道路の単路部及び主要な交差点付近には「国道番号」「都道府県道番号」を設置するものとする。	交差道路の車線数 対象 道路の車線数	4 車線以上	2 車線	1 車線	3m 未満	4 車線以上	同	同	細	表示しない	2 車線	同	同	細	表示しない	1 車線	同	同	同	表示しない	標示板レイアウト上の留意点 ・108 系の矢印 表示原則 ① 幅員 3m 以上の交差道路は、原則とし枝線で表示する。 ② 交差道路の幅員を考慮して、道路を示す線の太さを変える。 ③ 交差形状は出来るだけ正確に表現するが、不安や誤解を与えない程度の変更は差し支えない。また、形状よりも交通流に合せたほうがわかりやすい場合は交通流に合せた表示方法をとる。 ④ 地名等を表示する方向には必ず矢印（) をつける。 表 6.14 道路を示す線の太さ <table><tr><th>交差道路の車線数 対象 道路の車線数</th><th>4 車線以上</th><th>2 車線</th><th>1 車線</th><th>3m 未満</th></tr><tr><td>4 車線以上</td><td>同</td><td>同</td><td>細</td><td>表示しない</td></tr><tr><td>2 車線</td><td>同</td><td>同</td><td>細</td><td>表示しない</td></tr><tr><td>1 車線</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>表示しない</td></tr></table> (3) 確認案内 (a) 方面及び距離 (106-A) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び交差点部の流出部で方面及び距離を案内する必要がある場合は (106-A) を設置するものとする。 主要な道路とは、国道またはこれに準ずるような道路をいう。 (7) 交差点部 交差点案内（予告、指示誘導）された交差点の流出部には、原則として設置する。ただし、(105) 系統で案内された交差点の流出部、または市街地等で交差点間隔が短い場合等は省略してもよい。 (4) 単路部 一般に地方部の道路が対象になり、設置間隔は、都市の間隔、道路の状況（主要交差点間隔）、沿道の状況等により異なるが、5km 程度としほぼ等しい走行時間ごとに案内が得られるように設置する。 (9) 設置場所 左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島。交差点流出部に設置する場合は、交差点を通過して視認性の良好な場所に設置するが、おおむね 300m 以内とする。 (エ) 板面表示 表示地名は、「道路の分類と目標地」を参考にして選定するものとする。 表 6.15 道路の分類と目標地 <table><tr><th>目標地道路の分類</th><th>重要地</th><th>主要地</th><th>一般地</th></tr><tr><td>主要幹線道路</td><td>◎</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>幹線道路</td><td>◎</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>補助幹線道路</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr></table> (注) ◎ 第 1 ランク（原則として用いる地名） ○ 第 2 ランク（2 地名表示の場合用いる地名） 【適用】道路標識設置基準・同解説、P.24、昭和 62 年 1 月、(社)日本道路協会 (オ) 距離表示 表示する距離は、原則として当該地点かち目標地となる市町村の市役所若しくは、町村役場の正面地点とするが、やむを得ない場合においては主要交差点、駅、繁華街等当該市町村の代表地点とする。	交差道路の車線数 対象 道路の車線数	4 車線以上	2 車線	1 車線	3m 未満	4 車線以上	同	同	細	表示しない	2 車線	同	同	細	表示しない	1 車線	同	同	同	表示しない	目標地道路の分類	重要地	主要地	一般地	主要幹線道路	◎	○		幹線道路	◎	◎	○	補助幹線道路	◎	◎	◎	参考文献の追記
交差道路の車線数 対象 道路の車線数	4 車線以上	2 車線	1 車線	3m 未満																																																						
4 車線以上	同	同	細	表示しない																																																						
2 車線	同	同	細	表示しない																																																						
1 車線	同	同	同	表示しない																																																						
交差道路の車線数 対象 道路の車線数	4 車線以上	2 車線	1 車線	3m 未満																																																						
4 車線以上	同	同	細	表示しない																																																						
2 車線	同	同	細	表示しない																																																						
1 車線	同	同	同	表示しない																																																						
目標地道路の分類	重要地	主要地	一般地																																																							
主要幹線道路	◎	○																																																								
幹線道路	◎	◎	○																																																							
補助幹線道路	◎	◎	◎																																																							

道路構造の手引き改定対照表

第 6 編 交通安全
6-95

新	旧	改訂理由								
(ア) 交差点部 路線番号のある交差道路を案内する必要がある場合は、108 系、105 系の標識に經由路線番号を表示すべきである。 案内すべき路線番号のある道路が、主要な幹線と交差する交差点の直後で（106-A）を設置しない場合は、この標識を設置するのがよい。 交差点で当該道路が屈折している場合等で、特にその方向を示す必要がある場合は交差道路標識を設置する、もしくは交差点の手前 30m 以内に「方向（511）」等の補助標識を付置して案内するものとする。 (イ) 単路部 単路部ではほぼ等間隔（国道番号では 1km，都道府県道番号では 1～2 km間隔）に設置するものとする。 「都道府県番号（118 の 2-A）」には「路線名称」及び「地名（512）」を示した補助標識を設置するものとする。 (ウ) 設置場所 左側の路端，車道の上方，中央分離帯または交通島。 交差点流出部に設置する場合は，交差点から 10～50m の間とする。 (c) 道路の通称名 案内すべき道路の通称名のある道路の，主要な交差点には（119-A，B）を設置するものとする。また，単路部には必要に応じて（119-C）を設置するものとする。 (ア) 種類と使用区分 ・種類 A 道路通称名のある道路の起終点 道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合 ・種類 B 道路通称名のある道路で種類 A 以外の交差点の場合 ・種類 C 道路通称名のある道路の単路部 (イ) 設置場所 左側の路端または交差点における進行方向の正面の路端。 (ウ) 設置方式 標識の向きは，（119-A，B）については道路通称名のある道路と平行になるよう設置し，（119-C）は車両進行方向に対して直角になるよう設置するものとする。 詳細は道路標識設置基準・同解説，P. 134～135，令和 2 年 6 月，（公社）日本道路協会を参照のこと。	距離は km 未満を四捨五入して，km単位で表示する。ただし，1 km未満の場合は，小数点第 1 位まで標示する。 (カ) 經由路線番号 当該道路が一般国道及び都道府県道の場合は，經由路線番号を表示する。 (b) 路線番号（118-A，118 の 2-A） 案内すべき路線番号のある道路の単路部及び主要な交差点付近には「国道番号」「都道府県道番号」を設置するものとする。 (ア) 交差点部 路線番号のある交差道路を案内する必要がある場合は，108 系，105 系の標識に經由路線番号を表示すべきである。 案内すべき路線番号のある道路が，主要な幹線と交差する交差点の直後で（106-A）を設置しない場合は，この標識を設置するのがよい。 交差点で当該道路が屈折している場合等で，特にその方向を示す必要がある場合は交差道路標識を設置する，もしくは交差点の手前 30m 以内に「方向（511）」等の補助標識を付置して案内するものとする。 (イ) 単路部 単路部ではほぼ等間隔（国道番号では 1km，都道府県道番号では 1～2 km間隔）に設置するものとする。 「都道府県番号（118 の 2-A）」には「路線名称」及び「地名（512）」を示した補助標識を設置するものとする。 (ウ) 設置場所 左側の路端，車道の上方，中央分離帯または交通島。 交差点流出部に設置する場合は，交差点から 10～50m の間とする。 (c) 道路の通称名 案内すべき道路の通称名のある道路の，主要な交差点には（119-A，B）を設置するものとする。また，単路部には必要に応じて（119-C）を設置するものとする。 (ア) 種類と使用区分 種類と使用区分は表 6.16 によるものとする。 <table><caption>表 6.16 （119）の系統の種類及び使用区分</caption><tr><th>種類</th><th>使用区分</th></tr><tr><td>A</td><td>道路通称名のある道路の起終点 道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合</td></tr><tr><td>B</td><td>道路通称名のある道路で上記以外の交差点の場合</td></tr><tr><td>C</td><td>道路通称名のある道路の単路部</td></tr></table> 【適用】道路標識設置基準・同解説，P107，昭和 62 年 1 月（社）日本道路協会 (イ) 設置場所 左側の路端または交差点における進行方向の正面の路端。 (ウ) 設置方式 標識の向きは，（119-A，B）については道路通称名のある道路と平行になるよう設置し，（119-C）は車両進行方向に対して直角になるよう設置するものとする。 【参考】道路標識設置基準・同解説，P. 24～107，付録 5，昭和 62 年 1 月，（社）日本道路協会	種類	使用区分	A	道路通称名のある道路の起終点 道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合	B	道路通称名のある道路で上記以外の交差点の場合	C	道路通称名のある道路の単路部	参考文献の追記
種類	使用区分									
A	道路通称名のある道路の起終点 道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合									
B	道路通称名のある道路で上記以外の交差点の場合									
C	道路通称名のある道路の単路部									

道路構造の手引き改定対照表

新	旧	改訂理由																
6.3.2 地点案内 地点案内は表 6.10 のように分類される。 表 6.10 地点案内の分類 <table><tr><td>行政境界の表示</td><td>市町村 (101) 都府県 (102-A)</td></tr><tr><td>著名地点の案内</td><td>著名地点 (114-A, B)</td></tr><tr><td>現在地の表示</td><td>主要地点 (114 の 2-A, B)</td></tr><tr><td>道路上の付属 施設の案内</td><td>非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線</td></tr></table> 詳細は道路標識設置基準・同解説, 付録 5, 令和 2 年 6 月, (公社)日本道路協会を参照のこと。 (1) 行政境界の表示 市町村の境界には (101), 都府県の境界には (102-A) を設置するものとする。 (a) 設置場所 市町村境界都府県境界の道路の左側の路端, 車道の上方, または中央分離帯。 実際の境界線上を原則とし, やむを得ず境界線上に設置できない場合には, その前後 30m 以内に設置するものとする。 境界が長大な橋, トンネル等で境界付近に設置することが困難な場合は橋, トンネル等を通過して当該市町村の側へ出た所の見易い場所に設置するものとする。 詳細は道路標識設置基準・同解説, P146, 図-3.2.66, 令和 2 年 6 月, (公社)日本道路協会を参照のこと。 (b) 設置方法 都道府県境界は, 同時に市町村境界でもあるので, この場合は「都府県」標識を「市町村」標識の直上に配置するものとする。 (c) 板面表示 市町村等の固有名の後には必ず, 区, 市, 町, 村, 都, 府, 県を表示するものとする。また, 都府県章, 市町村章を併記するものとする。 (2) 著名地点の案内 著名地点 (施設) 及び著名地点への分岐点等においては, 必要に応じて (114-A) を設置するものとする。 主要な駅空港, 市役所・町村役場については原則として設置するものとし, (a) に示す施設については必要に応じて設置するものとする。 (a) 著名地点の例 道路標識に用いられる施設は不特定多数の人が利用する公共の施設とする。 (注) 民間の営利活動に関わるものは対象としない。 詳細は道路標識設置基準・同解説, P. 149, 令和 2 年 6 月, (公社)日本道路協会の表-3.2.11 を参照のこと。 (b) 設置場所 著名地点に通ずる道の分岐点または著名地点の前面あるいはその入口の左側の路端, 車道の上方または中央分離帯。 分岐点に設置する場合, または入口を誘導案内する必要がある場合は, 矢印を付して表示するものとし, 必要に応じて距離も表示するものとする。 (3) 現在地の表示 主要な交差点, 主要な町・丁目, 主要な橋, トンネル等交通上の必要な目標となる地点には (114 の 2-A, B) を設置するものとする。信号交差点には公安委員会と協議のうえ, 信号機に (114 の 2-A, B) を添架するもの	行政境界の表示	市町村 (101) 都府県 (102-A)	著名地点の案内	著名地点 (114-A, B)	現在地の表示	主要地点 (114 の 2-A, B)	道路上の付属 施設の案内	非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線	6.3.2 地点案内 地点案内は表 6.17 のように分類される。 表 6.17 地点案内の分類 <table><tr><td>行政境界の表示</td><td>市町村 (101) 都府県 (102-A)</td></tr><tr><td>著名地点の案内</td><td>著名地点 (114-A, B)</td></tr><tr><td>現在地の表示</td><td>主要地点 (114 の 2-A, B)</td></tr><tr><td>道路上の付属 施設の案内</td><td>非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線</td></tr></table> 【適用】道路標識設置基準・同解説, 付録 5, 昭和 62 年 1 月, (社)日本道路協会 (1) 行政境界の表示 市町村の境界には (101), 都府県の境界には (102-A) を設置するものとする。 (a) 設置場所 市町村境界都府県境界の道路の左側の路端, 車道の上方, または中央分離帯。 実際の境界線上を原則とし, やむを得ず境界線上に設置できない場合には, その前後 30m 以内に設置するものとする。 境界が長大な橋, トンネル等で境界付近に設置することが困難な場合は橋, トンネル等を通過して当該市町村の側へ出た所の見易い場所に設置するものとする。  図 6-7 設置場所 【適用】道路標識設置基準・同解説, P. 109, 昭和 62 年 1 月, (社)日本道路協会 (b) 設置方法 都道府県境界は, 同時に市町村境界でもあるので, この場合は「都府県」標識を「市町村」標識の直上に配置するものとする。 (c) 板面表示 市町村等の固有名の後には必ず, 区, 市, 町, 村, 都, 府, 県を表示するものとする。また, 都府県章, 市町村章を併記するものとする。 (2) 著名地点の案内 著名地点 (施設) 及び著名地点への分岐点等においては, 必要に応じて (114-A) を設置するものとする。 主要な駅空港, 市役所・町村役場については原則として設置するものとし, 表 6.18 に示す施設については必要に応じて設置するものとする。	行政境界の表示	市町村 (101) 都府県 (102-A)	著名地点の案内	著名地点 (114-A, B)	現在地の表示	主要地点 (114 の 2-A, B)	道路上の付属 施設の案内	非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線	参考文献の追記
行政境界の表示	市町村 (101) 都府県 (102-A)																	
著名地点の案内	著名地点 (114-A, B)																	
現在地の表示	主要地点 (114 の 2-A, B)																	
道路上の付属 施設の案内	非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線																	
行政境界の表示	市町村 (101) 都府県 (102-A)																	
著名地点の案内	著名地点 (114-A, B)																	
現在地の表示	主要地点 (114 の 2-A, B)																	
道路上の付属 施設の案内	非常電話 退避所 非常駐車帯 駐車場 登坂車線																	

新	旧	改訂理由																
とする。(道路管理事務の手引, P. 287 を参照とする。) (a) 種類 A 型(横型)を標準とし, 設置場所の条件によって A 型の設置が困難な場合は, B 型(縦型)とするものとする。 (b) 地点名の選定 地点名の選定に当たっては一般に広く親しまれている名称とする。また, 有名な目標物等がある場合はその名称とするものとする。なお, 地点名の選定に当たっての留意事項は, 下記のとおりである。 (7) 1 地点に対して 1 地点名とし, 同じ地点名を 2 つ以上の地点にはつけない。また, 同一地点に 2 つ以上の地点名はつけないものとする。 (4) 現在地の確認がしにくい地点名はつけない。例えば, ○○通り, ○○入口等は他の案内標識で案内するものとする。 (9) 同一交差点内の表示はすべて同じとするものとする。 (c) 設置場所 左側の路端, 車道の上方, 中央分離帯, または交差点における進行方向の正面の路端, 交通信号機のアーム部。	(a) 著名地点の例 表 6.18 の内, 道路標識に用いられる施設は不特定多数の人が利用する公共の施設とする。 <table><tr><th colspan="2">表 6.18 著名地点の例</th></tr><tr><th>分類</th><th>例</th></tr><tr><td>交通施設</td><td>駅バスターミナル, 市場流通センター, 港湾, 空港</td></tr><tr><td>文化施設</td><td>公園, 遊園地, 動物園, 植物園, 庭園, 霊園, 墓地, 博物館, 美術館, 絵画館, 図書館, 資料館, 公会堂, 文化会館, 劇場</td></tr><tr><td>名所・旧跡</td><td>神社, 仏閣, 寺院, 教会, 史跡(城址, 墓, 貝塚, 碑, 古戦場)</td></tr><tr><td>観光地</td><td>展望台, タワー, 洞窟, 沼, 池, 湖, 滝, 谷, 名木, 河川, 橋, 峠, ダム, その他の名所</td></tr><tr><td>公共(的)施設</td><td>大使館, 公的地方のサービス機関, 病院, 学校, 警察署, 消防署, 郵便局, 電話局, ホテル, ユースホテル, 国民宿舎</td></tr><tr><td>体育施設</td><td>体育館, 運動場, 球技場, 海水浴場, 釣場, ハイキングコース, サイクリングコース, キャンプ場(山小屋)</td></tr></table> (注) 民間の営利活動に関わるものは対象としない。 【適用】道路標識設置基準・同解説, P.111, 昭和 62 年 1 月, (社)日本道路協会 (b) 設置場所 著名地点に通ずる道の分岐点または著名地点の前面あるいはその入口の左側の路端, 車道の上方または中央分離帯。 分岐点に設置する場合, または入口を誘導案内する必要がある場合は, 矢印を付して表示するものとし, 必要に応じて距離も表示するものとする。 (3) 現在地の表示 主要な交差点, 主要な町・丁目, 主要な橋, トンネル等交通上の必要な目標となる地点には(114 の 2-A, B)を設置するものとする。信号交差点には公安委員会と協議のうえ, 信号機に(114 の 2-A, B)を添架するものとする。(道路管理事務の手引, P. 287 を参照とする。) (a) 種類 A 型(横型)を標準とし, 設置場所の条件によって A 型の設置が困難な場合は, B 型(縦型)とするものとする。 (b) 地点名の選定 地点名の選定に当たっては一般に広く親しまれている名称とする。また, 有名な目標物等がある場合はその名称とするものとする。なお, 地点名の選定に当たっての留意事項は, 下記のとおりである。 (7) 1 地点に対して 1 地点名とし, 同じ地点名を 2 つ以上の地点にはつけない。また, 同一地点に 2 つ以上の地点名はつけないものとする。 (4) 現在地の確認がしにくい地点名はつけない。例えば, ○○通り, ○○入口等は他の案内標識で案内するものとする。 (9) 同一交差点内の表示はすべて同じとするものとする。 (c) 設置場所 左側の路端, 車道の上方, 中央分離帯, または交差点における進行方向の正面の路端, 交通信号機のアーム部。	表 6.18 著名地点の例		分類	例	交通施設	駅バスターミナル, 市場流通センター, 港湾, 空港	文化施設	公園, 遊園地, 動物園, 植物園, 庭園, 霊園, 墓地, 博物館, 美術館, 絵画館, 図書館, 資料館, 公会堂, 文化会館, 劇場	名所・旧跡	神社, 仏閣, 寺院, 教会, 史跡(城址, 墓, 貝塚, 碑, 古戦場)	観光地	展望台, タワー, 洞窟, 沼, 池, 湖, 滝, 谷, 名木, 河川, 橋, 峠, ダム, その他の名所	公共(的)施設	大使館, 公的地方のサービス機関, 病院, 学校, 警察署, 消防署, 郵便局, 電話局, ホテル, ユースホテル, 国民宿舎	体育施設	体育館, 運動場, 球技場, 海水浴場, 釣場, ハイキングコース, サイクリングコース, キャンプ場(山小屋)	道路標識設置基準・同解説を参考に文章を作成
表 6.18 著名地点の例																		
分類	例																	
交通施設	駅バスターミナル, 市場流通センター, 港湾, 空港																	
文化施設	公園, 遊園地, 動物園, 植物園, 庭園, 霊園, 墓地, 博物館, 美術館, 絵画館, 図書館, 資料館, 公会堂, 文化会館, 劇場																	
名所・旧跡	神社, 仏閣, 寺院, 教会, 史跡(城址, 墓, 貝塚, 碑, 古戦場)																	
観光地	展望台, タワー, 洞窟, 沼, 池, 湖, 滝, 谷, 名木, 河川, 橋, 峠, ダム, その他の名所																	
公共(的)施設	大使館, 公的地方のサービス機関, 病院, 学校, 警察署, 消防署, 郵便局, 電話局, ホテル, ユースホテル, 国民宿舎																	
体育施設	体育館, 運動場, 球技場, 海水浴場, 釣場, ハイキングコース, サイクリングコース, キャンプ場(山小屋)																	

新	旧	改訂理由																
6.7 道路標識の設置・設計要件 (1) 設置場所の選定 設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。 (a) 標識の視認性が妨げられないこと。 (視認性を妨げられるおそれのある施設等) 立体横断施設、照明、街路樹、他の標識、情報板、電柱、消火栓、公衆電話、看板、ポスト、地下鉄の出入口、交通信号機等。 (b) 沿道からの出入を妨げることとならないこと。 (c) 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること。 (d) その他、道路管理上支障とならないこと。 (一般的な留意事項) ・建築限界を侵すことのないよう設置するとともに車道端には必要な措置をとること。 ・歩道等の幅員を必要以上に狭めないこと。 ・既設の標識及び信号機の視認性を妨げないこと。 (2) 設置方法及び設置方式の選定 (a) 設置方法 標示板の高さ（直柱の場合は路面から標示板の下端までの高さ、ただし、補助標識がある場合はその下端までの高さ。上部曲柱の場合は路面から曲部下端までの高さ）は表 6.13 のとおりとするものとする。 <table> 表 6.13 標示板の高さ <table><tr><th>設置方法</th><th>標示板の高さ</th></tr><tr><td>路側式</td><td>植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。</td></tr><tr><td>片持式・門型式</td><td>5.0m を標準とする。</td></tr><tr><td>添架式</td><td>路側式、片持式、門型式に準ずる。</td></tr></table></table> 詳細は道路標識設置基準・同解説，P.57～67，令和 2 年 6 月，（公社）日本道路協会を参照のこと。 (b) 設置位置 ・歩道等を有する道路において歩道等に標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と標識の間を 25 cm 以上離すものとする。 ・中央分離帯、交通島に設置する場合も車道部との境界から 25cm 以上（第 1 種第 1 級、第 2 級の道路にあつては 50 cm 以上）離すものとする。 ・歩道等を有しない道路にあつて、路端に標識を設置する場合には、車道部端の外側に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により車道部端の外側に標識を設置する余裕がない場合には車道部端の内側 50cm の範囲内に設置するものとする。 ・片持式、門型式の支柱の設置位置は上記 3 項に準ずる。	設置方法	標示板の高さ	路側式	植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。	片持式・門型式	5.0m を標準とする。	添架式	路側式、片持式、門型式に準ずる。	6.7 道路標識の設置・設計要件 (1) 設置場所の選定 設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。 (a) 標識の視認性が妨げられないこと。 (視認性を妨げられるおそれのある施設等) 立体横断施設、照明、街路樹、他の標識、情報板、電柱、消火栓、公衆電話、看板、ポスト、地下鉄の出入口、交通信号機等。 (b) 沿道からの出入を妨げることとならないこと。 (c) 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること。 (d) その他、道路管理上支障とならないこと。 (一般的な留意事項) ・建築限界を侵すことのないよう設置するとともに車道端には必要な措置をとること。 ・歩道等の幅員を必要以上に狭めないこと。 ・既設の標識及び信号機の視認性を妨げないこと。 (2) 設置方法及び設置方式の選定 (a) 設置方法 標示板の高さ（直柱の場合は路面から標示板の下端までの高さ、ただし、補助標識がある場合はその下端までの高さ。上部曲柱の場合は路面から曲部下端までの高さ）は表 6.21 のとおりとするものとする。 <table> 表 6.21 標示板の高さ <table><tr><th>設置方法</th><th>標示板の高さ</th></tr><tr><td>路側式</td><td>植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。</td></tr><tr><td>片持式・門型式</td><td>5.0m を標準とする。</td></tr><tr><td>添架式</td><td>路側式、片持式、門型式に準ずる。</td></tr></table></table> 【適用】道路標識設置基準・同解説，P.54～57，昭和 62 年 1 月，（社）日本道路協会 (b) 設置位置 ・歩道等を有する道路において歩道等に標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と標識の間を 25 cm 以上離すものとする。 ・中央分離帯、交通島に設置する場合も車道部との境界から 25cm 以上（第 1 種第 1 級、第 2 級の道路にあつては 50 cm 以上）離すものとする。 ・歩道等を有しない道路にあつて、路端に標識を設置する場合には、車道部端の外側に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により車道部端の外側に標識を設置する余裕がない場合には車道部端の内側 50cm の範囲内に設置するものとする。 ・片持式、門型式の支柱の設置位置は上記 3 項に準ずる。	設置方法	標示板の高さ	路側式	植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。	片持式・門型式	5.0m を標準とする。	添架式	路側式、片持式、門型式に準ずる。	参考文献の改定に基づき修正。
設置方法	標示板の高さ																	
路側式	植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。																	
片持式・門型式	5.0m を標準とする。																	
添架式	路側式、片持式、門型式に準ずる。																	
設置方法	標示板の高さ																	
路側式	植樹帯内に設置する場合は 1.8m、植樹帯がない場合は 2.5m とする。																	
片持式・門型式	5.0m を標準とする。																	
添架式	路側式、片持式、門型式に準ずる。																	

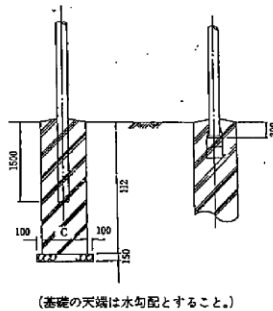
新	旧	改訂理由										
削除	表 6.22 道路標識の設置方式 (1) <table><tr><th>設置方法</th><th>設置方法の例</th></tr><tr><td>路側式</td><td></td></tr><tr><td>片持式 (オーバーハング式)</td><td></td></tr><tr><td>門型式 (オーバーハング式)</td><td></td></tr><tr><td>添架式</td><td></td></tr></table> 【適用】道路標識設置基準・同解説, P. 51, 昭和 62 年 1 月, (社)日本道路協会	設置方法	設置方法の例	路側式		片持式 (オーバーハング式)		門型式 (オーバーハング式)		添架式		削除
設置方法	設置方法の例											
路側式												
片持式 (オーバーハング式)												
門型式 (オーバーハング式)												
添架式												

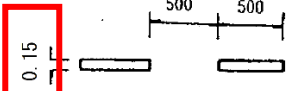
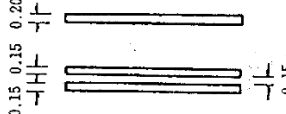
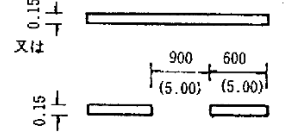
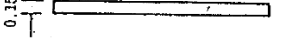
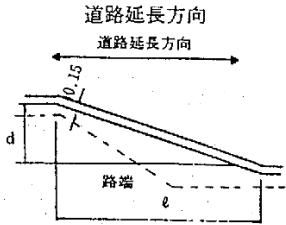
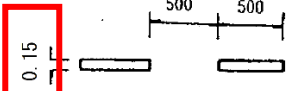
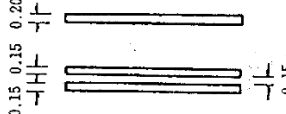
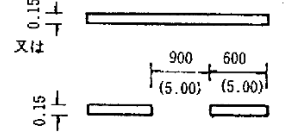
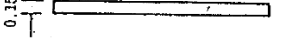
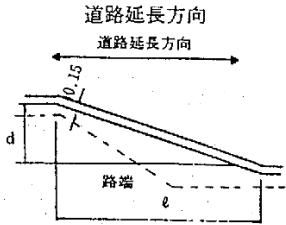
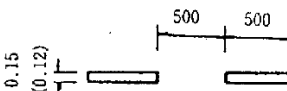
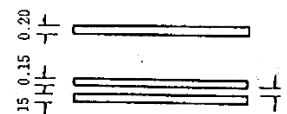
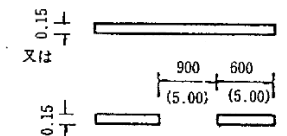
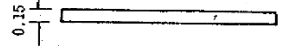
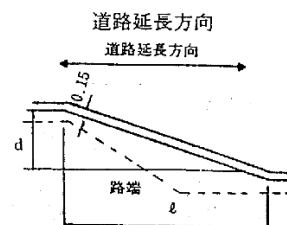
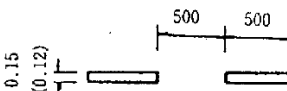
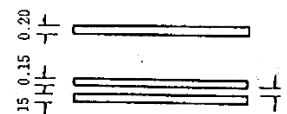
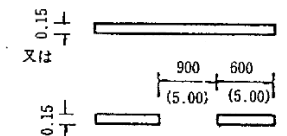
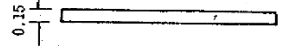
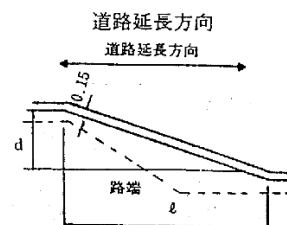
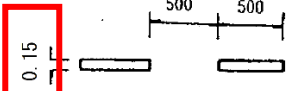
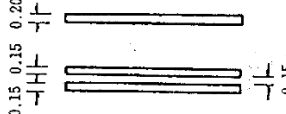
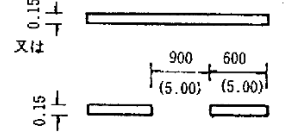
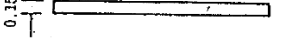
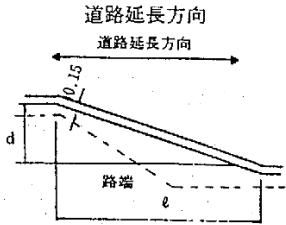
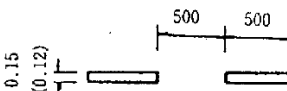
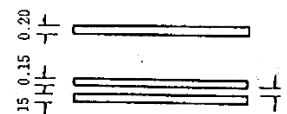
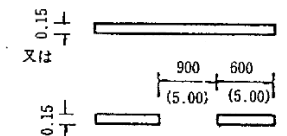
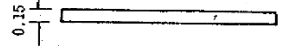
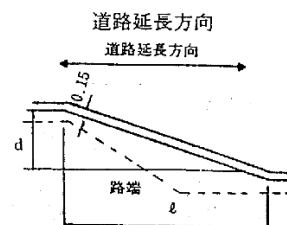
新	旧	改訂理由
削除	イ) 歩道等に設置する場合 (路側式) ロ) の1 歩道等を有しない場合 (路側式) 注) () 内は、第1種第1級及び第2級の道路 ロ) の1 中央分離帯に設置する場合 ニ) の1 片持式 ニ) の2 片持式 (植樹されている道路の例) ハ) 添架式 ホ) 門型式 図 6-8 道路標識の設置方式 (1) 【適用】道路標識設置基準・同解説, P. 55~57, 昭和 62 年 1 月, (社)日本道路協会	削除

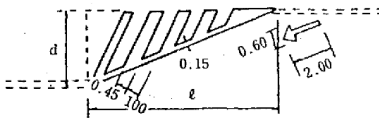
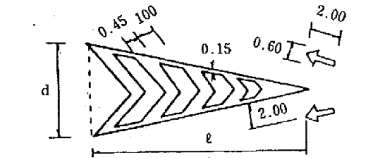
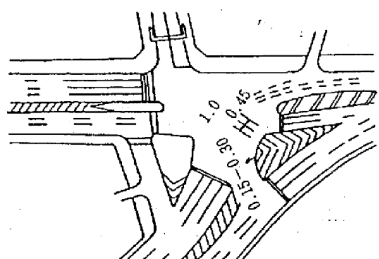
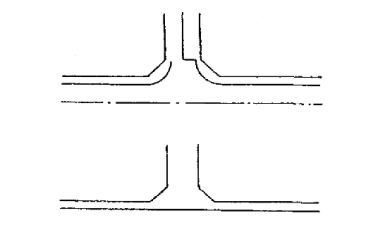
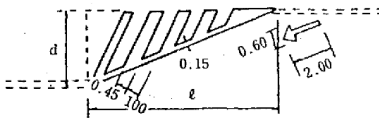
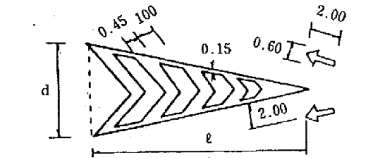
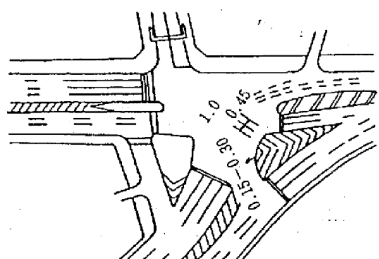
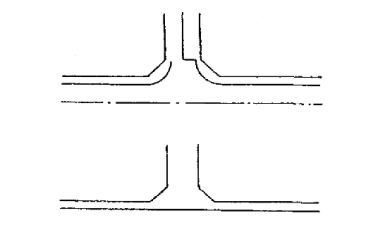
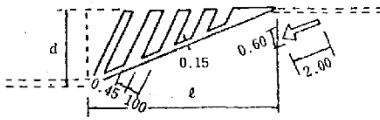
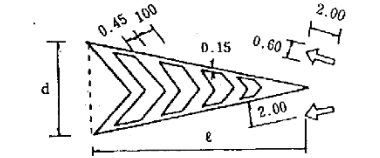
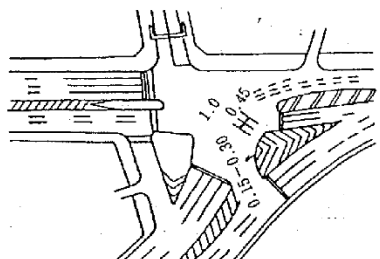
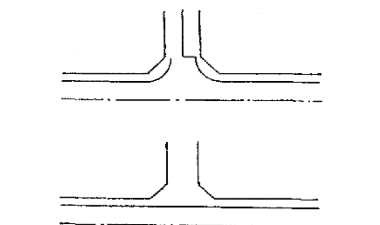
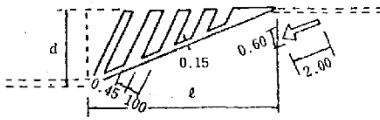
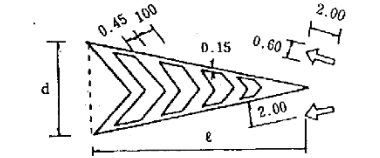
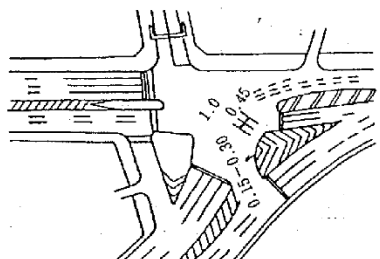
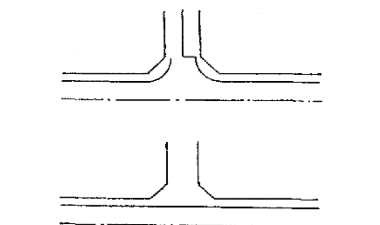
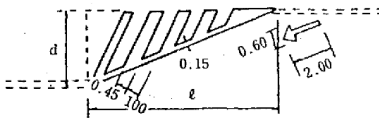
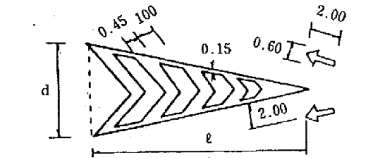
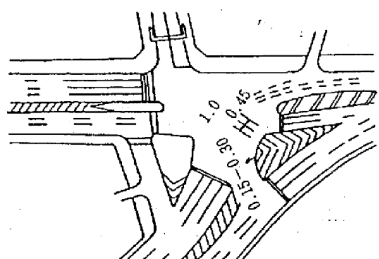
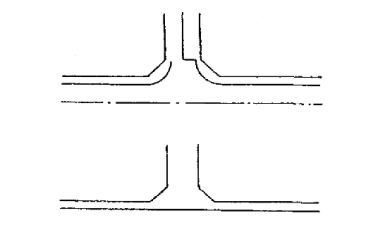
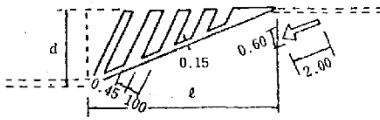
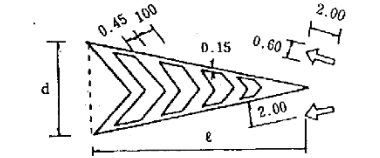
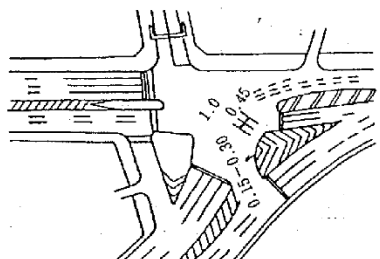
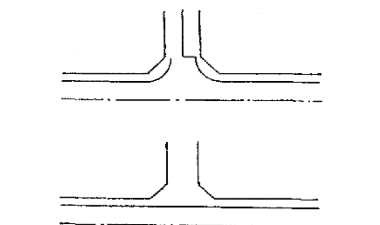
新	旧	改訂理由													
(4) 標示板の取付角度 標示板の取付角度は道路標識設置基準・同解説、P.87、令和 2 年 6 月、(公社)日本道路協会の表-3-1-12 を参照するものとする。 (5) 文字等の形態 ① 文字等の形態 a. 文字の形態 道路標識の表示内容のうち、文字は案内・補助標識の大部分、規制・指示標識の一部に用いられる主要構成要素である。これらに用いる文字としては、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字があり、書体は見やすく読みやすいものを選び、道路利用者に表示内容を正確に伝達させなければならぬ。 このようなことから標識に用いられる書体として、一般道路の標識に用いる文字は、丸ゴシック体とし、自動車専用道路等の案内標識に用いる文字は角ゴシック体、規制標識等は丸ゴシック体とする。なお、統一された美しく読みやすい文字として、漢字にはナール D (青地・白文字)、ナール DB (白地・青文字) を、また、数字及びローマ字にはヘルベチカ・デミボールドの書体を使用することとする。 b. 案内標識の英語表示 我が国の国際化に対応するために、案内標識には、原則として英語表示の併用を基本とし、固有名詞を含む名称を表示する場合には、当該表示の固有名詞の部分の表音をローマ字で表示することとする。 c. ローマ字のつづり方 ローマ字のつづり方は、一般に昭和 29 年 12 月 9 日付け内閣告示によっているが、道路標識は国連条約の趣旨、従来の慣習等に基づき、固有名詞についてはヘボン式、普通名詞については英語により表記するものとする。 ただし、富士川、木曾川橋、芦の湖のように、川、橋、湖等は、固有名詞の一部として切離せないものであり、外国人から道を聞かれた日本人にとってわかりやすいよう、FujigawaRiv、Kisogawabashi、Bridge、Lake Ashinoko のように表記する。 大文字・小文字の使用区分は、頭文字のみを大文字とし、長音の「バー」は付さないものとする。また、文字高は、日本字の高さ 1 に対し、大文字の高さを 2 分の 1 とする。なお、ローマ字の併記は判読性を確保するうえで字数を少なくすることが望ましいので、道路利用者に誤解なく判断できるものについては英語の綴りを短く略することができる。 愛知県 Aichi Pref. 図 6-5 英語の綴り略し方 また、県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が 1 つしかなく、まちがうおそれがない場合には固有名詞のローマ字表記を省略することができる。	(4) 標示板の取付角度 標示板の取付角度は下表によるものとする。 表 6.24 標示板の取付角度 <table><tr><th>標識の種類</th><th>取付角度</th><th>例 図</th></tr><tr><td>案内標識及び警戒標識</td><td>道路とほぼ直角</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">規制標識及び指示標識</td><td>一般的な場合 (下記以外)</td><td></td></tr><tr><td>一方通行</td><td></td></tr><tr><td>車道の中央に設ける場合</td><td></td></tr></table> 備考 1. 上表は路側式の場合であり、片持式及び門型式は道路と直角とする。(信号機、横断歩道橋等に添架する場合も直角とする)。 2. 道路の中央に設けることのできる標識の主なもの、通行止に関する標識である。 【適用】道路標識設置基準・同解説、P.71、昭和 62 年 1 月、(社)日本道路協会 (5) 文字等の形態 ① 文字等の形態 a. 文字の形態 道路標識の表示内容のうち、文字は案内・補助標識の大部分、規制・指示標識の一部に用いられる主要構成要素である。これらに用いる文字としては、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字があり、書体は見やすく読みやすいものを選び、道路利用者に表示内容を正確に伝達させなければならぬ。 このようなことから標識に用いられる書体として、一般道路の標識に用いる文字は、丸ゴシック体とし、自動車専用道路等の案内標識に用いる文字は角ゴシック体、規制標識等は丸ゴシック体とする。なお、統一された美しく読みやすい文字として、漢字にはナール D (青地・白文字)、ナール DB (白地・青文字) を、また、数字及びローマ字にはヘルベチカ・デミボールドの書体を使用することとする。 b. 案内標識の英語表示 我が国の国際化に対応するために、案内標識には、原則として英語表示の併用を基本とし、固有名詞を含む名称を表示する場合には、当該表示の固有名詞の部分の表音をローマ字で表示することとする。 c. ローマ字のつづり方 ローマ字のつづり方は、一般に昭和 29 年 12 月 9 日付け内閣告示によっているが、道路標識は国連条約の趣旨、従来の慣習等に基づき、固有名詞についてはヘボン式、普通名詞については英語により表記するものとする。 ただし、富士川、木曾川橋、芦の湖のように、川、橋、湖等は、固有名詞の一部として切離せないものであり、外国人から道を聞かれた日本人にとってわかりやすいよう、FujigawaRiv、Kisogawabashi、Bridge、Lake Ashinoko のように表記する。 大文字・小文字の使用区分は、頭文字のみを大文字とし、長音の「バー」は付さないものとする。また、文字高は、日本字の高さ 1 に対し、大文字の高さを 2 分の 1 とする。なお、ローマ字の併記は判読性を確保するうえで字数を少なくすることが望ましいので、道路利用者に誤解なく判断できるものにつ	標識の種類	取付角度	例 図	案内標識及び警戒標識	道路とほぼ直角		規制標識及び指示標識	一般的な場合 (下記以外)		一方通行		車道の中央に設ける場合		参考文献の追記
標識の種類	取付角度	例 図													
案内標識及び警戒標識	道路とほぼ直角														
規制標識及び指示標識	一般的な場合 (下記以外)														
	一方通行														
	車道の中央に設ける場合														

新	旧	改訂理由																																																														
e. 標示板の色 道路標識の色は、「工事標準仕様書、表 2-33 反射材料等の使用区分及び色彩」による他、「道路標識ハンドブック、P. 254～466」によるものとする。 詳細は道路標識設置基準・同解説、P. 51～85、令和 2 年 6 月、(公社)日本道路協会を参照のこと。 6.8 道路標識の材料及び構造 (1) 材料 標示板、標識柱及び反射材料は「工事標準仕様書、第 2 章第 14 節」によるものとする。 (2) 構造 ① 標識の支柱 支柱と板の取付けは、原則として固定構造とするものとする。 固定構造のものは柱取付金具または腕木金具等を用いて標示板と柱を固定する取付け方である。路側式にあつては構造が簡単であり、門型式、片持式にあつては信頼性の高い取付方式で大型標識の場合にも適している。 ② 梁寸法 114.3×3.5 t 以下の F-1 型標識の取扱い 標示板と支柱をつなぐ金具のボルト・ナットの落下事故の発生に伴い、標識を固定するナットは全てゆるみ止め機能を持ったナットを使用する。 なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。 【参考】道路設計要領－設計編－ 2014 年 3 月 国土交通省 中部地方整備局 道路部 (3) 基礎 道路標識の基礎の設計は、標示板の大きさ、支柱の形状、道路の状況等により「道路附属物の基礎について、昭和 50 年 7 月 15 日、建設省」の通達によれない場合には、別途計算する必要がある。その場合の計算方法は「道路標識構造便覧、P254～P389、令和 2 年 6 月、(公社)日本道路協会」によるものとする。 (4) 標識の併設 同一の支柱に 2 以上の標示板を設置する場合は下記に留意するものとする。 ① 案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の各標識は相互に関連がある場合を除き、他の種類の標識との併設は原則として避けるものとする。 ② 同じ種類の標識であっても、必要以上に併設しないものとする。特に、警戒標識については、2 種以上の表示が考えられる場合においても、そのうち最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。 ③ 次の様な場合には、標識の併設について検討する必要があるものとする。 ・現に標識が設置されている場所に、近隣して標識を設置する必要がある場合で、併設しても設置効果が損なわれない場合 ・交通の規制が主として道路の構造上の理由で行われる場合の警戒標識と規制標識の併設	d. 標示板の色 道路標識の色は、「工事標準仕様書、表 2-33 反射材料等の使用区分及び色彩」による他、「道路標識ハンドブック、P. 254～466」によるものとする。 【参考】道路標識設置基準・同解説、P. 47～72、昭和 62 年 1 月、(社)日本道路協会 6.8 道路標識の材料及び構造 (1) 材料 標示板、標識柱及び反射材料は「工事標準仕様書、第 2 章第 14 節」によるものとする。 (2) 構造 ① 標識の支柱 支柱と板の取付けは、原則として固定構造とするものとする。 固定構造のものは柱取付金具または腕木金具等を用いて標示板と柱を固定する取付け方である。路側式にあつては構造が簡単であり、門型式、片持式にあつては信頼性の高い取付方式で大型標識の場合にも適している。 ② 梁寸法 114.3×3.5 t 以下の F-1 型標識の取扱い 標示板と支柱をつなぐ金具のボルト・ナットの落下事故の発生に伴い、標識を固定するナットは全てゆるみ止め機能を持ったナットを使用する。 なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。 【参考】道路設計要領－設計編－ 2014 年 3 月 国土交通省 中部地方整備局 道路部 (3) 基礎 道路標識の基礎の設計は「道路付属物の基礎について、昭和 50 年 7 月 15 日付け、建設省道企発第 52 号建設省道路局企画課長通達」によるものとする。 この設計法は、現行の「道路橋示方書Ⅳ」を一部修正して用いたもので、設計上次の事項を仮定としている。 ○基礎周辺地盤はN値 10 程度の地質地盤で、地盤反力係数は深さとともに増大するものと考え、三角形分布を採用するものとする。 ○基礎前面地盤の単位体積重量は 1.7t/m³とし、受動土圧係数は 3.53 とする。なお、底面地盤のせん断抵抗力は無視するものとする。 ○標識の取付方法は固定構造とするものとする。 ○設計荷重は自重と風荷重を考慮するものとし、風速は下記を標準とするものとする。 路側式 40m/sec オーバーハング、オーバーヘッド等 50m/sec ① 路側式の道路標識基礎の根入れ長さ（基礎幅 50cm） 表 6.31 路側式の道路標識基礎の根入れ長さ（単位:cm） <table><tr><th rowspan="2">標識分類 板の拡大率</th><th colspan="4">案内標識</th><th colspan="2">警戒標識</th><th colspan="2">規制標識</th></tr><tr><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>1 枚</th><th>2 枚</th><th>1 枚</th><th>2 枚</th></tr><tr><td>基本寸法</td><td>40</td><td>60</td><td>90</td><td>60</td><td>60</td><td>90</td><td>60</td><td>90</td></tr><tr><td>1.3 倍</td><td>60</td><td>90</td><td>120</td><td>－</td><td>90</td><td>90</td><td>90</td><td>120</td></tr><tr><td>1.5 倍</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>60</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>1.6 倍</td><td>60</td><td>120</td><td>120</td><td>－</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td></tr><tr><td>2.0 倍</td><td>90</td><td>150</td><td>150</td><td>90</td><td>120</td><td>150</td><td>120</td><td>180</td></tr></table> (注) 1. 本表は、本標識板下端から基礎天端までの高さ 2.5m 以下のものに適用する。 2. 警戒標識及び規制標識欄において、枚数は本標識板の設置枚数を示す。 なお補助標識を付設したものにも、上表を適用してよい。	標識分類 板の拡大率	案内標識				警戒標識		規制標識		①	②	③	④	1 枚	2 枚	1 枚	2 枚	基本寸法	40	60	90	60	60	90	60	90	1.3 倍	60	90	120	－	90	90	90	120	1.5 倍	－	－	－	60	－	－	－	－	1.6 倍	60	120	120	－	90	120	120	150	2.0 倍	90	150	150	90	120	150	120	180	参考文献の追記
標識分類 板の拡大率	案内標識				警戒標識		規制標識																																																									
	①	②	③	④	1 枚	2 枚	1 枚	2 枚																																																								
基本寸法	40	60	90	60	60	90	60	90																																																								
1.3 倍	60	90	120	－	90	90	90	120																																																								
1.5 倍	－	－	－	60	－	－	－	－																																																								
1.6 倍	60	120	120	－	90	120	120	150																																																								
2.0 倍	90	150	150	90	120	150	120	180																																																								

新	旧	改訂理由																																																																																								
	3. 案内標識欄の対象標識は次のとおりである。 ① ... 国道番号，都道府県道番号，まわり道（120-A） ② ... 待避所，駐車場（117-A）， ③ ... 非常電話，非常駐車帯，駐車場（117-B） ④ ... 道路の通称名 （注）基礎の検討は道路標識設置基準を参照のこと 【適用】道路標識設置基準・同解説，P. 214，昭和 62 年 1 月，（社）日本道路協会 ② オーバーハング式道路標識根入れ（cm）（参考値） 表 6.32 F 型支柱と基礎寸法表（張出長 1.0m の場合） <table><tr><th rowspan="3">区 分</th><th rowspan="3">標識板面積 A×B</th><th rowspan="3">標識板縦横比 B／A</th><th rowspan="3">支柱寸法 φD×t（mm）</th><th colspan="3">基礎の寸法（cm）</th></tr><tr><th rowspan="2">標準 （深基礎）</th><th colspan="2">標準により難い場合</th></tr><tr><th>（浅基礎）</th><th>鉄筋 (D13)</th></tr><tr><td rowspan="5">F-1 型</td><td>1.1㎡以下</td><td>—</td><td>139.8×4.5</td><td>80×80×180</td><td>80×150×100</td><td>—</td></tr><tr><td>1.5㎡以下</td><td>—</td><td>165.2×4.5</td><td>80×80×180</td><td>80×190×100</td><td>—</td></tr><tr><td>2.5㎡以下</td><td>—</td><td>190.7×5.3</td><td>80×80×210</td><td>80×240×100</td><td>—</td></tr><tr><td>3.5㎡以下</td><td>—</td><td>216.3×5.8</td><td>80×80×240</td><td>80×280×100 (100×250×100)</td><td>3 本 (-)</td></tr><tr><td>4.5㎡以下</td><td>—</td><td>267.4×6.6</td><td>80×80×270</td><td>80×320×100 (100×280×100)</td><td>3 本 (-)</td></tr><tr><td rowspan="10">F-2 型</td><td>3.5㎡以下</td><td>—</td><td>216.3×5.8</td><td>80×80×240</td><td>80×290×100 (100×260×100)</td><td>3 本 (-)</td></tr><tr><td>4.5㎡以下</td><td>—</td><td rowspan="2">267.4×6.6</td><td rowspan="2">100×100×250</td><td rowspan="2">100×330×100 (120×300×100)</td><td rowspan="2">3 本 (3 本)</td></tr><tr><td>5.5㎡以下</td><td>2.0 未満 2.0 以上</td></tr><tr><td>7.0㎡以下</td><td>—</td><td rowspan="2">139.8×6.9</td><td rowspan="2">120×120×250</td><td rowspan="2">120×410×100 (140×350×100)</td><td rowspan="2">4 本 (4 本)</td></tr><tr><td>8.0㎡以下</td><td>1.5 未満 1.5 以上</td></tr><tr><td>9.5㎡以下</td><td>—</td><td>355.6×7.9</td><td>140×140×250</td><td>140×430×100</td><td>4 本</td></tr><tr><td>11.0㎡以下</td><td>—</td><td rowspan="3">406.4×9.5</td><td>170×140×250</td><td>140×500×100</td><td>4 本</td></tr><tr><td>12.5㎡以下</td><td>—</td><td>200×140×250</td><td>140×560×100</td><td>5 本</td></tr><tr><td>14.0㎡以下</td><td>—</td><td>240×140×250</td><td>140×630×100</td><td>5 本</td></tr></table>	区 分	標識板面積 A×B	標識板縦横比 B／A	支柱寸法 φD×t（mm）	基礎の寸法（cm）			標準 （深基礎）	標準により難い場合		（浅基礎）	鉄筋 (D13)	F-1 型	1.1㎡以下	—	139.8×4.5	80×80×180	80×150×100	—	1.5㎡以下	—	165.2×4.5	80×80×180	80×190×100	—	2.5㎡以下	—	190.7×5.3	80×80×210	80×240×100	—	3.5㎡以下	—	216.3×5.8	80×80×240	80×280×100 (100×250×100)	3 本 (-)	4.5㎡以下	—	267.4×6.6	80×80×270	80×320×100 (100×280×100)	3 本 (-)	F-2 型	3.5㎡以下	—	216.3×5.8	80×80×240	80×290×100 (100×260×100)	3 本 (-)	4.5㎡以下	—	267.4×6.6	100×100×250	100×330×100 (120×300×100)	3 本 (3 本)	5.5㎡以下	2.0 未満 2.0 以上	7.0㎡以下	—	139.8×6.9	120×120×250	120×410×100 (140×350×100)	4 本 (4 本)	8.0㎡以下	1.5 未満 1.5 以上	9.5㎡以下	—	355.6×7.9	140×140×250	140×430×100	4 本	11.0㎡以下	—	406.4×9.5	170×140×250	140×500×100	4 本	12.5㎡以下	—	200×140×250	140×560×100	5 本	14.0㎡以下	—	240×140×250	140×630×100	5 本	
区 分	標識板面積 A×B					標識板縦横比 B／A	支柱寸法 φD×t（mm）	基礎の寸法（cm）																																																																																		
								標準 （深基礎）	標準により難い場合																																																																																	
		（浅基礎）	鉄筋 (D13)																																																																																							
F-1 型	1.1㎡以下	—	139.8×4.5	80×80×180	80×150×100	—																																																																																				
	1.5㎡以下	—	165.2×4.5	80×80×180	80×190×100	—																																																																																				
	2.5㎡以下	—	190.7×5.3	80×80×210	80×240×100	—																																																																																				
	3.5㎡以下	—	216.3×5.8	80×80×240	80×280×100 (100×250×100)	3 本 (-)																																																																																				
	4.5㎡以下	—	267.4×6.6	80×80×270	80×320×100 (100×280×100)	3 本 (-)																																																																																				
F-2 型	3.5㎡以下	—	216.3×5.8	80×80×240	80×290×100 (100×260×100)	3 本 (-)																																																																																				
	4.5㎡以下	—	267.4×6.6	100×100×250	100×330×100 (120×300×100)	3 本 (3 本)																																																																																				
	5.5㎡以下	2.0 未満 2.0 以上																																																																																								
	7.0㎡以下	—	139.8×6.9	120×120×250	120×410×100 (140×350×100)	4 本 (4 本)																																																																																				
	8.0㎡以下	1.5 未満 1.5 以上																																																																																								
	9.5㎡以下	—	355.6×7.9	140×140×250	140×430×100	4 本																																																																																				
	11.0㎡以下	—	406.4×9.5	170×140×250	140×500×100	4 本																																																																																				
	12.5㎡以下	—		200×140×250	140×560×100	5 本																																																																																				
	14.0㎡以下	—		240×140×250	140×630×100	5 本																																																																																				

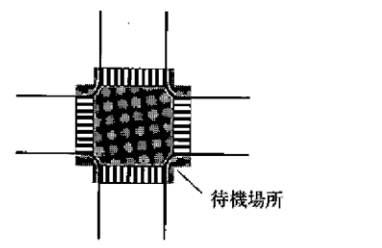
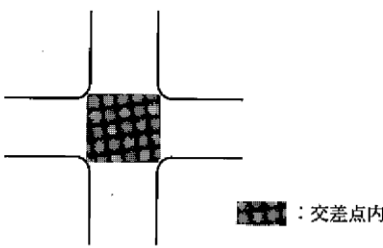
新	旧	改訂理由																																																																																														
	表 6.33 F 型支柱と基礎寸法表（張出長 2.5m の場合） <table><tr><th rowspan="3">区 分</th><th rowspan="3">標識板面積 A×B</th><th rowspan="3">標識板縦横比 B／A</th><th rowspan="3">支柱寸法 φD×t（mm）</th><th colspan="3">基礎の寸法（cm）</th></tr><tr><th rowspan="2">標準 （深基礎）</th><th colspan="2">標準により難い場合</th></tr><tr><th>（浅基礎）</th><th>鉄筋 （D13）</th></tr><tr><td rowspan="8">F-1 型</td><td>0.7㎡以下</td><td>—</td><td>139.8×4.5</td><td>80×80×180</td><td>80×130×100</td><td>—</td></tr><tr><td>1.0㎡以下</td><td>—</td><td>165.2×4.5</td><td>80×80×180</td><td>80×160×100</td><td>—</td></tr><tr><td>1.7㎡以下</td><td>—</td><td rowspan="2">190.7×5.3</td><td rowspan="2">80×80×210</td><td rowspan="2">80×220×100</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td rowspan="2">2.0㎡以下</td><td>2.5 未満</td></tr><tr><td>2.5 以上</td><td rowspan="2">216.3×5.8</td><td rowspan="2">80×80×240</td><td rowspan="2">80×250×100 （100×220×100）</td><td rowspan="2">3 本 （-）</td></tr><tr><td rowspan="2">2.5㎡以下</td><td>4.0 未満</td></tr><tr><td>4.0 以上</td><td rowspan="2">267.4×6.6</td><td rowspan="2">80×80×270</td><td rowspan="2">80×290×100 （100×260×100）</td><td rowspan="2">3 本 （-）</td></tr><tr><td>3.5㎡以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="11">F-2 型</td><td rowspan="2">2.5㎡以下</td><td>2.5 未満</td><td rowspan="2">216.3×5.8</td><td rowspan="2">80×80×240</td><td>80×280×100 （100×250×100）</td><td>3 本 （-）</td></tr><tr><td>2.5 以上</td><td>100×300×100 （120×270×100）</td><td>— （-）</td></tr><tr><td rowspan="2">3.5㎡以下</td><td>2.5 未満</td><td rowspan="2">267.4×6.6</td><td rowspan="2">100×100×250</td><td rowspan="2">120×330×100 （140×290×100）</td><td rowspan="2">3 本 （-）</td></tr><tr><td>2.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">5.0㎡以下</td><td>2.0 未満</td><td rowspan="2">318.5×6.9</td><td rowspan="2">120×120×250</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>2.0 以上</td></tr><tr><td>6.5㎡以下</td><td>—</td><td rowspan="2">355.6×7.9</td><td rowspan="2">140×140×250</td><td rowspan="2">140×390×100</td><td rowspan="2">4 本</td></tr><tr><td rowspan="2">7.5㎡以下</td><td>2.0 未満</td></tr><tr><td>2.0 以上</td><td>406.4×9.5</td><td rowspan="3">240×140×250</td><td>140×370×100</td><td>4 本</td></tr><tr><td>9.5㎡以下</td><td>—</td><td></td><td>140×490×100</td><td>4 本</td></tr><tr><td>10.5㎡以下</td><td>1.5 未満</td><td></td><td>140×530×100</td><td>4 本</td></tr></table> （注）1. 梁の張り出し長さを 1.0m～2.5m の中間に設定する必要があるときには、別途計算を行うものとする。 2. A＞1.5m の時は F-2 型を使用すること。 3. 基礎の寸法の（ ）書きは長さ方向に制約のある場合に採用すること。 4. 鉄筋 D13 の本数は最小本数を示す。 ベースプレート式基礎において、自転車・歩行者の安全性や景観上必要な場合等は、リブプレートまでを埋め込むこととし、支柱の長さを 0.300m 足して数量を計算すること。なお、腐食を防止するため、土中部分には根巻コンクリート施工のこと。  （基礎の天端は水勾配とすること。） 図 6-10 ベースプレート式基礎	区 分	標識板面積 A×B	標識板縦横比 B／A	支柱寸法 φD×t（mm）	基礎の寸法（cm）			標準 （深基礎）	標準により難い場合		（浅基礎）	鉄筋 （D13）	F-1 型	0.7㎡以下	—	139.8×4.5	80×80×180	80×130×100	—	1.0㎡以下	—	165.2×4.5	80×80×180	80×160×100	—	1.7㎡以下	—	190.7×5.3	80×80×210	80×220×100	—	2.0㎡以下	2.5 未満	2.5 以上	216.3×5.8	80×80×240	80×250×100 （100×220×100）	3 本 （-）	2.5㎡以下	4.0 未満	4.0 以上	267.4×6.6	80×80×270	80×290×100 （100×260×100）	3 本 （-）	3.5㎡以下	—	F-2 型	2.5㎡以下	2.5 未満	216.3×5.8	80×80×240	80×280×100 （100×250×100）	3 本 （-）	2.5 以上	100×300×100 （120×270×100）	— （-）	3.5㎡以下	2.5 未満	267.4×6.6	100×100×250	120×330×100 （140×290×100）	3 本 （-）	2.5 以上	5.0㎡以下	2.0 未満	318.5×6.9	120×120×250			2.0 以上	6.5㎡以下	—	355.6×7.9	140×140×250	140×390×100	4 本	7.5㎡以下	2.0 未満	2.0 以上	406.4×9.5	240×140×250	140×370×100	4 本	9.5㎡以下	—		140×490×100	4 本	10.5㎡以下	1.5 未満		140×530×100	4 本	
区 分	標識板面積 A×B					標識板縦横比 B／A	支柱寸法 φD×t（mm）	基礎の寸法（cm）																																																																																								
								標準 （深基礎）	標準により難い場合																																																																																							
		（浅基礎）	鉄筋 （D13）																																																																																													
F-1 型	0.7㎡以下	—	139.8×4.5	80×80×180	80×130×100	—																																																																																										
	1.0㎡以下	—	165.2×4.5	80×80×180	80×160×100	—																																																																																										
	1.7㎡以下	—	190.7×5.3	80×80×210	80×220×100	—																																																																																										
	2.0㎡以下	2.5 未満																																																																																														
		2.5 以上	216.3×5.8	80×80×240	80×250×100 （100×220×100）	3 本 （-）																																																																																										
	2.5㎡以下	4.0 未満																																																																																														
		4.0 以上	267.4×6.6	80×80×270	80×290×100 （100×260×100）	3 本 （-）																																																																																										
	3.5㎡以下	—																																																																																														
F-2 型	2.5㎡以下	2.5 未満	216.3×5.8	80×80×240	80×280×100 （100×250×100）	3 本 （-）																																																																																										
		2.5 以上			100×300×100 （120×270×100）	— （-）																																																																																										
	3.5㎡以下	2.5 未満	267.4×6.6	100×100×250	120×330×100 （140×290×100）	3 本 （-）																																																																																										
		2.5 以上																																																																																														
	5.0㎡以下	2.0 未満	318.5×6.9	120×120×250																																																																																												
		2.0 以上																																																																																														
	6.5㎡以下	—	355.6×7.9	140×140×250	140×390×100	4 本																																																																																										
	7.5㎡以下	2.0 未満																																																																																														
		2.0 以上	406.4×9.5	240×140×250	140×370×100	4 本																																																																																										
	9.5㎡以下	—			140×490×100	4 本																																																																																										
	10.5㎡以下	1.5 未満			140×530×100	4 本																																																																																										

新	旧	改訂理由																																																																																		
7.3 区画線の設置要領 表 7.2 区画線の設置要領 (1) <table><tr><th>種類番号</th><th colspan="2">設置要領</th></tr><tr><td>車道中央線 (101)</td><td>1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。</td><td>2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車線境界線 (102)</td><td>1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車道外側線 (103)</td><td>1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>歩行者横断指導線 (104)</td><td>本区画線の設置は行なわないものとする。</td><td></td></tr><tr><td>車道幅員の 変更 (105)</td><td>1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。</td><td> (色彩＝白)</td></tr></table> 【参考】路面標示設置マニュアル、P.125～140、平成24年10月、(一社)交通工学研究会	種類番号	設置要領		車道中央線 (101)	1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。	2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)	車線境界線 (102)	1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。	 (色彩＝白)	車道外側線 (103)	1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。	 (色彩＝白)	歩行者横断指導線 (104)	本区画線の設置は行なわないものとする。		車道幅員の 変更 (105)	1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。	すりつけ率の標準値			設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値		地方部	都市部	60	1/40	1/30	50	1/30	1/25	40	1/25	1/20	30	1/20	1/15	20	1/15	1/10	 (色彩＝白)	7.3 区画線の設置要領 表 7.2 区画線の設置要領 (1) <table><tr><th>種類番号</th><th colspan="2">設置要領</th></tr><tr><td>車道中央線 (101)</td><td>1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。 5) 右図()の寸法は、都市部で平均走行速度が低く、かつ、交通量が少ない道路に設けられる場合には0.12mとすることができる。</td><td>2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車線境界線 (102)</td><td>1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車道外側線 (103)</td><td>1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>歩行者横断指導線 (104)</td><td>本区画線の設置は行なわないものとする。</td><td></td></tr><tr><td>車道幅員の 変更 (105)</td><td>1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。</td><td> (色彩＝白)</td></tr></table> 【参考】改訂路面標示設置の手引き、P.6～20、平成16年7月、(社)交通工学研究会	種類番号	設置要領		車道中央線 (101)	1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。 5) 右図()の寸法は、都市部で平均走行速度が低く、かつ、交通量が少ない道路に設けられる場合には0.12mとすることができる。	2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)	車線境界線 (102)	1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。	 (色彩＝白)	車道外側線 (103)	1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。	 (色彩＝白)	歩行者横断指導線 (104)	本区画線の設置は行なわないものとする。		車道幅員の 変更 (105)	1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。	すりつけ率の標準値			設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値		地方部	都市部	60	1/40	1/30	50	1/30	1/25	40	1/25	1/20	30	1/20	1/15	20	1/15	1/10	 (色彩＝白)	・『路面標示設置マニュアル、平成24年、(一社)交通工学研究会』の記載に合わせたもの。
種類番号	設置要領																																																																																			
車道中央線 (101)	1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。	2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)																																																																																		
車線境界線 (102)	1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。	 (色彩＝白)																																																																																		
車道外側線 (103)	1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。	 (色彩＝白)																																																																																		
歩行者横断指導線 (104)	本区画線の設置は行なわないものとする。																																																																																			
車道幅員の 変更 (105)	1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。	すりつけ率の標準値			設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値		地方部	都市部	60	1/40	1/30	50	1/30	1/25	40	1/25	1/20	30	1/20	1/15	20	1/15	1/10	 (色彩＝白)																																																											
すりつけ率の標準値																																																																																				
設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値																																																																																			
	地方部	都市部																																																																																		
60	1/40	1/30																																																																																		
50	1/30	1/25																																																																																		
40	1/25	1/20																																																																																		
30	1/20	1/15																																																																																		
20	1/15	1/10																																																																																		
種類番号	設置要領																																																																																			
車道中央線 (101)	1) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。 2) トンネル内の中央線は実線とする。 3) 4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず中央線を引く場合は、実線2本の設置が望ましい。 4) 2車線の車道に設置する場合においても、特に必要があるときは、4車線の車道に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。 5) 右図()の寸法は、都市部で平均走行速度が低く、かつ、交通量が少ない道路に設けられる場合には0.12mとすることができる。	2車線の車道に設置する場合  4車線の車道に設置する場合  (単位メートル以下同じ) (色彩＝白)																																																																																		
車線境界線 (102)	1) 4車線以上の車道に設置する。 2) 右図()の寸法は、曲線半径の小さい曲線部または縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあって交差点間隔の特に狭い地域等の場合に適用することができる。	 (色彩＝白)																																																																																		
車道外側線 (103)	1) 車道幅員3.0m以上の全区間に設置する。 2) トンネル内には必ず設置するものとする。	 (色彩＝白)																																																																																		
歩行者横断指導線 (104)	本区画線の設置は行なわないものとする。																																																																																			
車道幅員の 変更 (105)	1) 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。 2) すりつけ長(1)は、当該道路の設計速度に応じて決めるものとする。(下表参照) <table><tr><th colspan="3">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th><th colspan="2">すりつけ率の標準値</th></tr><tr><th>地方部</th><th>都市部</th></tr><tr><td>60</td><td>1/40</td><td>1/30</td></tr><tr><td>50</td><td>1/30</td><td>1/25</td></tr><tr><td>40</td><td>1/25</td><td>1/20</td></tr><tr><td>30</td><td>1/20</td><td>1/15</td></tr><tr><td>20</td><td>1/15</td><td>1/10</td></tr></table> 3) 標識、視線誘導標、防護柵等の施設も考慮すること。	すりつけ率の標準値			設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値		地方部	都市部	60	1/40	1/30	50	1/30	1/25	40	1/25	1/20	30	1/20	1/15	20	1/15	1/10	 (色彩＝白)																																																											
すりつけ率の標準値																																																																																				
設計速度 (km/h)	すりつけ率の標準値																																																																																			
	地方部	都市部																																																																																		
60	1/40	1/30																																																																																		
50	1/30	1/25																																																																																		
40	1/25	1/20																																																																																		
30	1/20	1/15																																																																																		
20	1/15	1/10																																																																																		

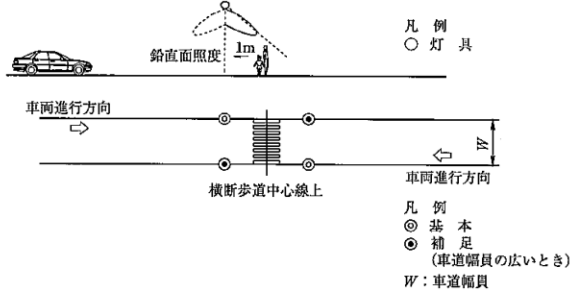
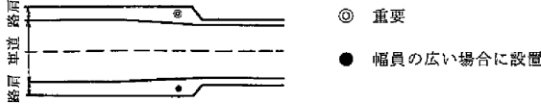
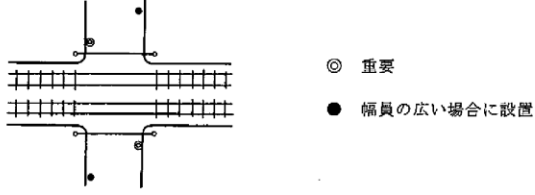
新	旧	改訂理由																																		
<table><tr><th colspan="3">表 7.3 区画線の設置要領 (2)</th></tr><tr><th>種類番号</th><th colspan="2">設置要領</th></tr><tr><td rowspan="2">路上障害物の 接近 (106)</td><td>1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。</td><td>片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)</td></tr><tr><td>1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>路上駐車場 (108)</td><td colspan="2">道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車道外側線 (103)</td><td colspan="2">巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 </td></tr></table> 【参考】路面標示設置マニュアル, P. 125～140, 平成 24 年 1 月, (社)交通工学研究会	表 7.3 区画線の設置要領 (2)			種類番号	設置要領		路上障害物の 接近 (106)	1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。	片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)	1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。	 (色彩＝白)	路上駐車場 (108)	道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)		車道外側線 (103)	巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 		<table><tr><th colspan="3">表 7.3 区画線の設置要領 (2)</th></tr><tr><th>種類番号</th><th colspan="2">設置要領</th></tr><tr><td rowspan="2">路上障害物の 接近 (106)</td><td>1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。</td><td>片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)</td></tr><tr><td>1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。</td><td> (色彩＝白)</td></tr><tr><td>路上駐車場 (108)</td><td colspan="2">道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)</td></tr><tr><td>車道境界線 (206)</td><td colspan="2">巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 </td></tr></table> 【参考】改訂路面標示設置の手引き, P. 6～20, 平成 16 年 7 月, (社)交通工学研究会	表 7.3 区画線の設置要領 (2)			種類番号	設置要領		路上障害物の 接近 (106)	1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。	片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)	1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。	 (色彩＝白)	路上駐車場 (108)	道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)		車道境界線 (206)	巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 		誤字を修正。
表 7.3 区画線の設置要領 (2)																																				
種類番号	設置要領																																			
路上障害物の 接近 (106)	1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。	片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)																																		
	1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。	 (色彩＝白)																																		
路上駐車場 (108)	道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)																																			
車道外側線 (103)	巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 																																			
表 7.3 区画線の設置要領 (2)																																				
種類番号	設置要領																																			
路上障害物の 接近 (106)	1) 車道内および車道端に橋脚、橋台、擁壁、安全島等の障害物がある箇所全てに設置する。 2) 車道幅員の変化する箇所にも (105) にかえて設置するものとする。 3) すりつけ長は「車道幅員の変更」2) に準ずる。	片側に避ける場合  両側に避ける場合  (色彩＝白)																																		
	1) 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。 2) 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合(中央分離帯として用いる場合)。 3) 車道幅員が変化する場合。 4) 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。 ・細道路がスキューに交差する場合。 ・右折車が多い場合。 5) 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し右折車両を誘導する必要がある場合。	 (色彩＝白)																																		
路上駐車場 (108)	道路管理者が設置または管理する路上駐車場に道路標識 (117-A) と共に設置する。 (色彩＝白)																																			
車道境界線 (206)	巻き込む場合は 2 車線道路 1 車線道路と交差する場合は、主な道路を直線で引く。 ただし、公安委員会との協議により指導がある場合には、この限りではない。 																																			

第 6 編 交通安全
6-115

新	旧	改訂理由
7.4 区画線の使用種別 (1) 一般地域は熔融式（JIS K 5665 3 種-1 号）とするものとする。 (2) 積雪寒冷地でタイヤチェーン等による摩耗の恐れのある場合は加熱式ペイント（JIS K 5665 2 種）とするものとする。 (3) 暫定区画線については，原則として供用期間が 1 か月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有），1 か月以上は熔融式（ガラスビーズ有，厚さ t=1mm）とするものとする。 (4) 修繕工事等において路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。 (5) 高視認性区画線は，7.5 によるものとする。 (6) 排水性舗装施工箇所等に使用する区画線については，排水穴がふさがれないような区画線の使用を検討するものとする。 【参考】路面標示ハンドブック（第 5 版），P. 123～182，平成 30 年 10 月，（一社）全国道路標識・標示業協会	7.4 区画線の使用種別 (1) 一般地域は熔融式（JIS K 5665 3 種-1 号）とするものとする。 (2) 積雪寒冷地でタイヤチェーン等による摩耗の恐れのある場合は加熱式ペイント（JIS K 5665 2 種）とするものとする。 (3) 暫定区画線については，原則として供用期間が 1 か月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有），1 か月以上は熔融式（ガラスビーズ有，厚さ t=1mm）とするものとする。 (4) 高視認性区画線は，7.5 によるものとする。 (5) 排水性舗装施工箇所等に使用する区画線については，排水穴がふさがれないような区画線の使用を検討するものとする。 【参考】改訂路面標示ハンドブック，P. 149～170，平成 10 年 4 月，（社）全国道路標識・標示業協会	『愛知県土木工事標準仕様書，令和 6 年 4 月』の 3－3－10 区画線工の記載に合わせて、(4)の修繕工事等における路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線の使用を記載したもの。

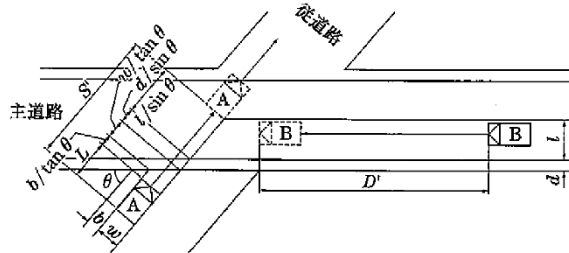
新	旧	改訂理由																				
(b) 輝度均斉度 輝度均斉度は、総合均斉度 0.4 以上を原則とするものとする。 (c) 視機能低下グレア 視機能低下グレアは、相対閾値増加を原則として表 8.2 の値とするものとする。 <table><tr><th colspan="2">表 8.2 相対閾値増加</th><th>(単位：%)</th></tr><tr><th colspan="2">道路分類</th><th>相対閾値増加</th></tr><tr><td rowspan="2">一般国道等</td><td>主要幹線道路</td><td rowspan="2">15 以下</td></tr><tr><td>幹線・補助幹線道路</td></tr></table> 【参考】道路照明施設設置基準 P.6、平成 19 年 9 月改訂 国土交通省 詳細は道路照明施設設置基準・同解説、P.30、平成 19 年 10 月、(公社)日本道路協会を参照のこと。 (d) 誘導性 適切な誘導性が得られるよう、灯具の高さ、配列、間隔等を決定するものとする。 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P.26～30、平成 19 年 10 月、(公社)日本道路協会 (5) 局部照明 局部照明は、それぞれの設備目的、経済性（設置費、電力料、維持管理費）を十分考慮のうえ、光源、照明器具、灯具の配置方法を適切に選定するものとする。なお、交差点内における光源は、信号灯と見誤るおそれのある場合は白色系の光源とする。配置例は、道路照明施設設置基準・同解説、P.48、P.50 平成 19 年 10 月、(公社)日本道路協会の図解 4-4、4-9 を参照するものとする。 (a) 交差点 交差点の照明は、道路照明の一般的な効果に加えて、これに接近してくる自動車の運転者に対してその存在を示し、交差点内及び交差点付近の状況がわかるようにするものとする。 交差点内とは、原則として平面交差する道路部分を対象とする。また、横断歩道がある場合は、歩行者等の見え方が交通事故防止には特に重要であり、横断中及び横断しようとしている歩行者等の見え方を考慮し、横断歩道部と歩行者等の待機場所（1m 程度）まで含む範囲を交差点内と考えるとよい。 範囲は道路照明施設設置基準・同解説、P.46、平成 19 年 10 月、(公社)日本道路協会の図解 4-1、4-2 を参照するものとする。 交差点内の明るさは、平均路面照度 20lx 程度、かつ照度均斉度は 0.4 程度（路面上の最小照度を平均路面照度で除した値）を確保することが望ましい。また、車両や歩行者等の交通量が少なく、周辺環境が暗い交差点においても、平均路面照度は 10lx 以上を確保することが望ましい。なお、交差点内の横断歩道上の平均路面照度は、交差点内と同程度の値を確保することが望ましい。 (b) 横断歩道 平均路面照度は、横断歩道の前後それぞれ 35m の範囲を対象に 20lx 程度を確保することが望ましく、交通量が少なく、周辺環境が暗い場合においても 10lx 以上を確保することが望ましい。 また、路面の照度分布が不均一になると歩行者等の視認性に影響するため、路面の照度分布はできるだけ均一に保つことが望ましい。 (c) 道路の幅員が急変する場所 (d) 踏切 (b) ～ (d) の灯具の配置は、道路照明施設設置基準・同解説、P.54～P.57、平成 19 年 10 月、(公社)日本道路協会の図解 4-13～17 を参照するものとする。	表 8.2 相対閾値増加		(単位：%)	道路分類		相対閾値増加	一般国道等	主要幹線道路	15 以下	幹線・補助幹線道路	輝度均斉度は、総合均斉度 0.4 以上を原則とするものとする。 (c) 視機能低下グレア 視機能低下グレアは、相対閾値増加を原則として表 8.2 の値とするものとする。 <table><tr><th colspan="2">表 8.2 相対閾値増加</th><th>(単位：%)</th></tr><tr><th colspan="2">道路分類</th><th>相対閾値増加</th></tr><tr><td rowspan="2">一般国道等</td><td>主要幹線道路</td><td rowspan="2">15 以下</td></tr><tr><td>幹線・補助幹線道路</td></tr></table> 【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.30、平成 19 年 10 月、(社)日本道路協会 (d) 誘導性 適切な誘導性が得られるよう、灯具の高さ、配列、間隔等を決定するものとする。 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P.26～30、平成 19 年 10 月、(社)日本道路協会 (5) 局部照明 局部照明は、それぞれの設備目的、経済性（設置費、電力料、維持管理費）を十分考慮のうえ、光源、照明器具、灯具の配置方法を適切に選定するものとする。なお、交差点内における光源は、信号灯と見誤るおそれのある場合は白色系の光源とする。配置例を図 8.3～図 8.8 に示す。 (a) 交差点 交差点の照明は、道路照明の一般的な効果に加えて、これに接近してくる自動車の運転者に対してその存在を示し、交差点内及び交差点付近の状況がわかるようにするものとする。 交差点内とは、原則として平面交差する道路部分を対象とし、図 8-1 に示す。また、横断歩道がある場合は、歩行者等の見え方が交通事故防止には特に重要であり、横断中及び横断しようとしている歩行者等の見え方を考慮し、図 8-2 に示すように横断歩道部と歩行者等の待機場所（1m 程度）まで含む範囲を交差点内と考えるとよい。 交差点内の明るさは、平均路面照度 20lx 程度、かつ照度均斉度は 0.4 程度（路面上の最小照度を平均路面照度で除した値）を確保することが望ましい。また、車両や歩行者等の交通量が少なく、周辺環境が暗い交差点においても、平均路面照度は 10lx 以上を確保することが望ましい。なお、交差点内の横断歩道上の平均路面照度は、交差点内と同程度の値を確保することが望ましい。  図 8-1 交差点内の範囲 図 8-2 横断歩道のある交差点内の範囲 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P.46、平成 19 年 10 月、(社)日本道路協会	表 8.2 相対閾値増加		(単位：%)	道路分類		相対閾値増加	一般国道等	主要幹線道路	15 以下	幹線・補助幹線道路	参考文献の追記
表 8.2 相対閾値増加		(単位：%)																				
道路分類		相対閾値増加																				
一般国道等	主要幹線道路	15 以下																				
	幹線・補助幹線道路																					
表 8.2 相対閾値増加		(単位：%)																				
道路分類		相対閾値増加																				
一般国道等	主要幹線道路	15 以下																				
	幹線・補助幹線道路																					

新	旧	改訂理由																																																	
また、高齢者や障害者などの利用が多く、特に重要であると認められる箇所においては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省道路局）を参考にする。 詳細は道路標識設置基準・同解説、P. 45～59、令和 2 年 6 月、（公社）日本道路協会を参照のこと。 8.5 照明用器材 照明用器材の性能、構造及び材料等は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版、一般社団法人建設電気技術協会）によるものとする。 (1) 道路照明用ポール 道路照明用ポールの支柱形状は、円形断面で高さ方向に一定のテーパ―がついた一律形（S 型）と高さ方向に直管とテーパ―と直管を組み合わせた可変形（A 型）とし、既設ポールとの景観的調和を図る等特別な条件がない限り経済性や耐震性に優れた可変形（A 型）を選定するものとする。 (2) 基部形状 (a) 道路照明用ポールの基部形状はベースプレート式を標準とし、自転車・歩行者の安全性や景観上必要な場合はベースプレートをリブ上端部まで地中に 300mm 埋め込む埋設型を用いることとする。 (b) 埋設型の地際部については腐食抑制の観点から排水性の高い水切りコンクリートで仕上げ、排水勾配を設けることとし、土砂やアスファルト、インターロッキングブロックなどで覆わないこと。 (c) 基礎掘削はアースオーガ掘りを原則とする。地下埋設管等、特別な状況にある場合においては手掘り式とすることができる。 (d) 周囲の状況や埋設物の関係で埋込み深さが限定される場合または橋梁、擁壁等の構造物に設置する場合は個別に設計を行うものとする。 <table><caption>表 8.3 ポール基礎（ポール支柱形状が可変型の場合）</caption><thead><tr><th>灯具</th><th>灯具高さ</th><th>基部処理</th><th>型式番号</th><th>根入れ長（mm） （基礎径 φ500）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">1 灯用</td><td rowspan="2">8m</td><td>露出型</td><td>IA 8 B-C</td><td>1,400</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>IA 8.3B-C</td><td>1,500</td></tr><tr><td rowspan="2">10m</td><td>露出型</td><td>IA10 B-C</td><td>1,600</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>IA10.3B-C</td><td>1,700</td></tr><tr><td rowspan="4">2 灯用</td><td rowspan="2">8m</td><td>露出型</td><td>IA12 B-C</td><td>1,900</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>IA12.3B-C</td><td>1,900</td></tr><tr><td rowspan="2">10m</td><td>露出型</td><td>TA 8 B-C</td><td>1,600</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>TA 8.3B-C</td><td>1,600</td></tr><tr><td rowspan="2">10m</td><td>露出型</td><td>TA10 B-C</td><td>1,800</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>TA10.3B-C</td><td>1,800</td></tr><tr><td rowspan="2">12m</td><td>露出型</td><td>TA12 B-C</td><td>2,000</td></tr><tr><td>埋設型</td><td>TA12.3B-C</td><td>2,000</td></tr></tbody></table> 【参考】道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版、一般社団法人建設電気技術協会）	灯具	灯具高さ	基部処理	型式番号	根入れ長（mm） （基礎径 φ500）	1 灯用	8m	露出型	IA 8 B-C	1,400	埋設型	IA 8.3B-C	1,500	10m	露出型	IA10 B-C	1,600	埋設型	IA10.3B-C	1,700	2 灯用	8m	露出型	IA12 B-C	1,900	埋設型	IA12.3B-C	1,900	10m	露出型	TA 8 B-C	1,600	埋設型	TA 8.3B-C	1,600	10m	露出型	TA10 B-C	1,800	埋設型	TA10.3B-C	1,800	12m	露出型	TA12 B-C	2,000	埋設型	TA12.3B-C	2,000	図 8-3 同程度の幅員を有する道路の十字路の灯具の配置例 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P. 48、平成 19 年 10 月、（社）日本道路協会 図 8-4 横断歩道のある十字路における灯具の配置例 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P. 50、平成 19 年 10 月、（社）日本道路協会 (b) 横断歩道 平均路面照度は、横断歩道の前後それぞれ 35m の範囲を対象に 20lx 程度を確保することが望ましく、交通量が少なく、周辺環境が暗い場合においても 10lx 以上を確保することが望ましい。 また、路面の照度分布が不均一になると歩行者等の視認性に影響するため、路面の照度分布はできるだけ均一に保つことが望ましい。 図 8-5 歩行者の背景を照明する方式の灯具の配置例 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P. 54、平成 19 年 10 月、（社）日本道路協会	
灯具	灯具高さ	基部処理	型式番号	根入れ長（mm） （基礎径 φ500）																																															
1 灯用	8m	露出型	IA 8 B-C	1,400																																															
		埋設型	IA 8.3B-C	1,500																																															
	10m	露出型	IA10 B-C	1,600																																															
		埋設型	IA10.3B-C	1,700																																															
2 灯用	8m	露出型	IA12 B-C	1,900																																															
		埋設型	IA12.3B-C	1,900																																															
	10m	露出型	TA 8 B-C	1,600																																															
		埋設型	TA 8.3B-C	1,600																																															
10m	露出型	TA10 B-C	1,800																																																
	埋設型	TA10.3B-C	1,800																																																
12m	露出型	TA12 B-C	2,000																																																
	埋設型	TA12.3B-C	2,000																																																

新	旧	改訂理由
	 図 8-6 歩行者自身を照明する方式の灯具の配置例 【適用】道路照明施設設置基準・同解説, P. 55, 平成 19 年 10 月, (社)日本道路協会 (c) 道路の幅員が急変する場所  図 8-7 道路の幅員が急変する場所の灯具の配置 【適用】道路照明施設設置基準・同解説, P. 56, 平成 19 年 10 月, (社)日本道路協会 (d) 踏切  図 8-8 踏切における灯具の配置例 【適用】道路照明施設設置基準・同解説, P. 57, 平成 19 年 10 月, (社)日本道路協会 (e) 歩道等 歩道の照明は, 夜間における歩行者等の安全かつ円滑な移動を図るため良好な視環境を確保するようにするものとする。 路面照度の設定には, 交通量や周辺の光環境などを考慮するものとし, 視認性の観点から平均路面照度 5lx 以上とすることが望ましい。また, 歩道等の路面に明るさのムラがあると障害物の視認が困難となる。このため路面の照度均斉度 (路面上の最小照度を平均照度で除した値) は, 0.2 以上を確保することが望ましい。 なお, 当該道路の照度及び均斉度が連続照明等によって確保される場合は, 歩道等の照明を設置しなくてもよい。 また, 高齢者や障害者などの利用が多く, 特に重要であると認められる箇所においては, 「改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン」((財)国土技術研究センター)を参考にする。 【適用】道路照明施設設置基準・同解説, P. 45～59, 平成 19 年 10 月, (社)日本道路協会	

第 6 編 交通安全
6-124

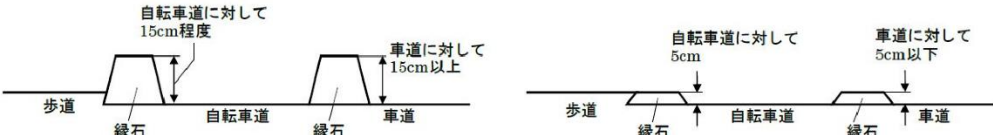
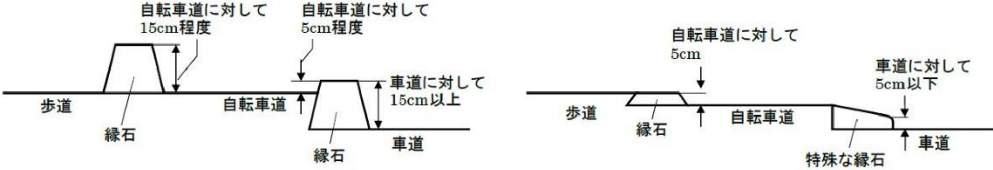
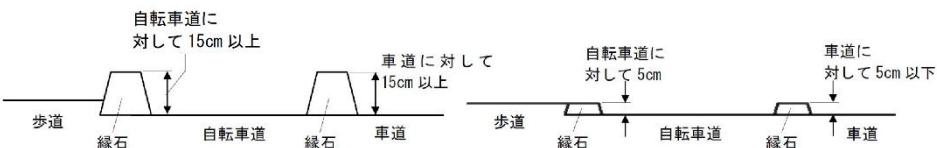
新	旧	改訂理由
9.5 その他 (1) その視線誘導の必要性を認める下記箇所については設置するよう努めることとする。 (a) 中央分離帯遮光フェンスの曲線部分 (b) 道路幅員減少区間 (c) 交通島，その他路上障害物など (d) 十分安全になる様に必要により両面を用いること (2) 大型デリニエーター(φ300)，線形誘導標（矢印）は，特に，危険な箇所には，設置を積極的に図ることとする。 (3) 歩車道境界ブロックにより歩車分離されている箇所については、ブロック上に反射鈺を設置することで視線誘導効果が尙まるため、表 9.1 により設置するとともに、必要に応じて車線分離標の設置を検討するなど現場条件を考慮のうえ材料を選定すること。	9.5 その他 (1) その視線誘導の必要性を認める下記箇所については設置するよう努めることとする。 (a) 中央分離帯遮光フェンスの曲線部分 (b) 道路幅員減少区間 (c) 交通島，その他路上障害物など (d) 十分安全になる様に必要により両面を用いること (2) 大型デリニエーター(φ300)，線形誘導標（矢印）は，特に，危険な箇所には，設置を積極的に図ることとする。また，歩車道境界ブロック上に設置する反射鈺は，視線誘導効果が高いのでカーブ区間等を中心としてその設置の推進を図ることとする。	歩車道境界ブロックにより歩車分離されている箇所について追記。

新	旧	改訂理由																																																																																																																																																																																																												
(b) 従道路において右方向を確認する際、見通すことができる距離が次式において求められた値以下の場合。 $D' = V (T + t') / 3.6 \quad (t = \sqrt{2S' / \alpha})$ ここに、D' : 主道路上の車両の走行距離 (m) t' : 従道路の車両が停止位置から主道路の右方向の車両の走行を阻害しない位置まで走行するのに必要な時間 (sec) S' : 従道路上の車両の走行距離 (主道路の中央線まで) (m) 例えば、十字交差において、$W=6.0\text{ m}$ (主道路の幅員)、$d=0.5\text{ m}$ (主道路の車線縁から道路端までの距離)、$b=0.5\text{ m}$ (従道路の道路端から車両 A までの距離) とし、主道路の車両の速度 V 及び主道路と従道路の交差角 θ を変えた場合の大型車 ($L=12\text{ m}$、$W=2.5\text{ m}$) 及び小型車 ($L=4.5\text{ m}$、$W=1.7\text{ m}$) の計算結果を、表 10.3、表 10.4 に示す。この表の値を参考として、設置の必要性を判定することとする。 表 10.3 大型車の必要規定 <table><tr><th rowspan="2">主道路の 車両速度</th><th rowspan="2">車両確認 方 向 別</th><th colspan="5">道 路 交 差 角 θ</th></tr><tr><th>90°</th><th>80°</th><th>70°</th><th>60°</th><th>45°</th></tr><tr><td rowspan="2">60km/h</td><td>左方向</td><td>105</td><td>106</td><td>108</td><td>110</td><td>105</td></tr><tr><td>右方向</td><td>98</td><td>100</td><td>101</td><td>103</td><td>108</td></tr><tr><td rowspan="2">50km/h</td><td>左方向</td><td>88</td><td>88</td><td>90</td><td>92</td><td>96</td></tr><tr><td>右方向</td><td>82</td><td>83</td><td>85</td><td>86</td><td>90</td></tr><tr><td rowspan="2">40km/h</td><td>左方向</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>77</td></tr><tr><td>右方向</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td><td>72</td></tr></table> 表 10.4 小型車の必要規定 <table><tr><th rowspan="2">主道路の 車両速度</th><th rowspan="2">車両確認 方 向 別</th><th colspan="5">道 路 交 差 角 θ</th></tr><tr><th>90°</th><th>80°</th><th>70°</th><th>60°</th><th>45°</th></tr><tr><td rowspan="2">60km/h</td><td>左方向</td><td>90</td><td>91</td><td>93</td><td>95</td><td>101</td></tr><tr><td>右方向</td><td>82</td><td>83</td><td>84</td><td>87</td><td>91</td></tr><tr><td rowspan="2">50km/h</td><td>左方向</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>79</td><td>84</td></tr><tr><td>右方向</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>72</td><td>76</td></tr><tr><td rowspan="2">40km/h</td><td>左方向</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>64</td><td>67</td></tr><tr><td>右方向</td><td>55</td><td>55</td><td>56</td><td>58</td><td>61</td></tr></table> ② 上記以外で交通事故の発生のおそれが高く、道路反射鏡を設置することによってその防止に効果があると認められる場所（例えば、くい違い交差点あるいは保安設備のない第 4 種踏切等）	主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ					90°	80°	70°	60°	45°	60km/h	左方向	105	106	108	110	105	右方向	98	100	101	103	108	50km/h	左方向	88	88	90	92	96	右方向	82	83	85	86	90	40km/h	左方向	70	71	72	73	77	右方向	66	67	68	69	72	主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ					90°	80°	70°	60°	45°	60km/h	左方向	90	91	93	95	101	右方向	82	83	84	87	91	50km/h	左方向	75	76	77	79	84	右方向	68	69	70	72	76	40km/h	左方向	60	61	62	64	67	右方向	55	55	56	58	61	従道路において右方向を確認する際、見通すことができる距離が次式において求められた値以下の場合。 $D' = V (T + t') / 3.6 \quad (t = \sqrt{2S' / \alpha})$ ここに、D' : 主道路上の車両の走行距離 (m) t' : 従道路の車両が停止位置から主道路の右方向の車両の走行を阻害しない位置まで走行するのに必要な時間 (sec) S' : 従道路上の車両の走行距離 (主道路の中央線まで) (m)  図 10-2 交差部 (2) 【適用】道路反射鏡設置指針，P. 10，昭和 55 年 12 月，(社)日本道路協会 例えば、図 10-1、図 10-2 のような十字交差において、$W=6.0\text{ m}$、$d=0.5\text{ m}$、$b=0.5\text{ m}$ とし、主道路の車両の速度 V 及び主道路と従道路の交差角 θ を変えた場合の大型車 ($L=12\text{ m}$、$W=2.5\text{ m}$) 及び小型車 ($L=4.5\text{ m}$、$W=1.7\text{ m}$) の計算結果を、表 10.3、表 10.4 に示す。この表の値を参考として、設置の必要性を判定することとする。 表 10.3 大型車の必要規定 <table><tr><th rowspan="2">主道路の 車両速度</th><th rowspan="2">車両確認 方 向 別</th><th colspan="5">道 路 交 差 角 θ</th></tr><tr><th>90°</th><th>80°</th><th>70°</th><th>60°</th><th>45°</th></tr><tr><td rowspan="2">60km/h</td><td>左方向</td><td>105</td><td>106</td><td>108</td><td>110</td><td>105</td></tr><tr><td>右方向</td><td>98</td><td>100</td><td>101</td><td>103</td><td>108</td></tr><tr><td rowspan="2">50km/h</td><td>左方向</td><td>88</td><td>88</td><td>90</td><td>92</td><td>96</td></tr><tr><td>右方向</td><td>82</td><td>83</td><td>85</td><td>86</td><td>90</td></tr><tr><td rowspan="2">40km/h</td><td>左方向</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>77</td></tr><tr><td>右方向</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td><td>72</td></tr></table> 表 10.4 小型車の必要規定 <table><tr><th rowspan="2">主道路の 車両速度</th><th rowspan="2">車両確認 方 向 別</th><th colspan="5">道 路 交 差 角 θ</th></tr><tr><th>90°</th><th>80°</th><th>70°</th><th>60°</th><th>45°</th></tr><tr><td rowspan="2">60km/h</td><td>左方向</td><td>90</td><td>91</td><td>93</td><td>95</td><td>101</td></tr><tr><td>右方向</td><td>82</td><td>83</td><td>84</td><td>87</td><td>91</td></tr><tr><td rowspan="2">50km/h</td><td>左方向</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>79</td><td>84</td></tr><tr><td>右方向</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>72</td><td>76</td></tr><tr><td rowspan="2">40km/h</td><td>左方向</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>64</td><td>67</td></tr><tr><td>右方向</td><td>55</td><td>55</td><td>56</td><td>58</td><td>61</td></tr></table> ② 上記以外で交通事故の発生のおそれがあり、道路反射鏡を設置することによってその防止に効果があると認められる場所（例えば、くい違い交差点あるいは保安設備のない第 4 種踏切等） 【適用】道路反射鏡設置指針，P. 3～10，昭和 55 年 12 月，(社)日本道路協会	主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ					90°	80°	70°	60°	45°	60km/h	左方向	105	106	108	110	105	右方向	98	100	101	103	108	50km/h	左方向	88	88	90	92	96	右方向	82	83	85	86	90	40km/h	左方向	70	71	72	73	77	右方向	66	67	68	69	72	主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ					90°	80°	70°	60°	45°	60km/h	左方向	90	91	93	95	101	右方向	82	83	84	87	91	50km/h	左方向	75	76	77	79	84	右方向	68	69	70	72	76	40km/h	左方向	60	61	62	64	67	右方向	55	55	56	58	61	道路反射鏡設置指針を参考に文章を作成
主道路の 車両速度			車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ																																																																																																																																																																																																										
	90°	80°		70°	60°	45°																																																																																																																																																																																																								
60km/h	左方向	105	106	108	110	105																																																																																																																																																																																																								
	右方向	98	100	101	103	108																																																																																																																																																																																																								
50km/h	左方向	88	88	90	92	96																																																																																																																																																																																																								
	右方向	82	83	85	86	90																																																																																																																																																																																																								
40km/h	左方向	70	71	72	73	77																																																																																																																																																																																																								
	右方向	66	67	68	69	72																																																																																																																																																																																																								
主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ																																																																																																																																																																																																												
		90°	80°	70°	60°	45°																																																																																																																																																																																																								
60km/h	左方向	90	91	93	95	101																																																																																																																																																																																																								
	右方向	82	83	84	87	91																																																																																																																																																																																																								
50km/h	左方向	75	76	77	79	84																																																																																																																																																																																																								
	右方向	68	69	70	72	76																																																																																																																																																																																																								
40km/h	左方向	60	61	62	64	67																																																																																																																																																																																																								
	右方向	55	55	56	58	61																																																																																																																																																																																																								
主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ																																																																																																																																																																																																												
		90°	80°	70°	60°	45°																																																																																																																																																																																																								
60km/h	左方向	105	106	108	110	105																																																																																																																																																																																																								
	右方向	98	100	101	103	108																																																																																																																																																																																																								
50km/h	左方向	88	88	90	92	96																																																																																																																																																																																																								
	右方向	82	83	85	86	90																																																																																																																																																																																																								
40km/h	左方向	70	71	72	73	77																																																																																																																																																																																																								
	右方向	66	67	68	69	72																																																																																																																																																																																																								
主道路の 車両速度	車両確認 方 向 別	道 路 交 差 角 θ																																																																																																																																																																																																												
		90°	80°	70°	60°	45°																																																																																																																																																																																																								
60km/h	左方向	90	91	93	95	101																																																																																																																																																																																																								
	右方向	82	83	84	87	91																																																																																																																																																																																																								
50km/h	左方向	75	76	77	79	84																																																																																																																																																																																																								
	右方向	68	69	70	72	76																																																																																																																																																																																																								
40km/h	左方向	60	61	62	64	67																																																																																																																																																																																																								
	右方向	55	55	56	58	61																																																																																																																																																																																																								

新	旧	改訂理由																
10.3 形式等の選定 道路反射鏡の選定にあたっては、「道路反射鏡設置指針, P21, 昭和 55 年 12 月, (社)日本道路協会」を参考として、映像の視認性、視界（映像の範囲）、道路環境との調和、維持管理等、種々の事項を考慮しなければならない。 形式等の選定にあたって、特に留意すべき点は次のとおりである。 (1) 鏡面の曲率半径 映像は確認すべき位置にある車両等が車両等として十分確認できなければならない。 このため、鏡面の曲率半径は表 10.5 を標準とするものとする。 <table><caption>表 10.5 鏡面の曲率半径</caption><tr><th>必要な視距または見通し距離(D)</th><th>40m未満</th><th>40m以上 60m以下</th><th>60mより大きい</th></tr><tr><th>鏡面の曲率半径(mm)</th><td>1,500 2,200</td><td>3,000</td><td>3,600 以上</td></tr></table> なお、(4)で述べる鏡面の大きさと十分な視界が得られる場合は、必要な視界が得られる範囲内で鏡面の曲率半径を大きくするものとする。 (2) 鏡面数 単路部は一鏡面を原則として使用する。 交差点において、1 方向のみを確認する場合は一鏡面を、また、異なった 2 方向を確認する場合は二面鏡を原則として使用する。 ここに、一面鏡とは 1 本の支柱（または 1 箇所）に鏡面を一面取り付けた構造をいい、二面鏡とは 1 本の支柱に鏡面を二面取り付けた構造をいう。 鏡面数は、設置占有幅等を考慮して二面までとした。	必要な視距または見通し距離(D)	40m未満	40m以上 60m以下	60mより大きい	鏡面の曲率半径(mm)	1,500 2,200	3,000	3,600 以上	10.3 形式等の選定 道路反射鏡の選定にあたっては、映像の視認性、視界（映像の範囲）、道路環境との調和、維持管理等、種々の事項を考慮しなければならない。これを図示すると図 10-3 のようである。 【適用】道路反射鏡設置指針, P. 21, 昭和 55 年 12 月, (社)日本道路協会 図 10-3 道路反射鏡の選定 形式等の選定にあたって、特に留意すべき点は次のとおりである。 (1) 鏡面の曲率半径 映像は確認すべき位置にある車両等が車両等として十分確認できなければならない。 このため、鏡面の曲率半径は表 10.5 を標準とするものとする。 <table><caption>表 10.5 鏡面の曲率半径</caption><tr><th>必要な視距または見通し距離(D)</th><th>D < 40m</th><th>40m ≤ D ≤ 60m</th><th>60m < D</th></tr><tr><th>鏡面の曲率半径(mm)</th><td>1,500 2,200</td><td>3,000</td><td>3,600 以上</td></tr></table> 【適用】道路反射鏡設置指針, P. 12, 昭和 55 年 12 月, (社)日本道路協会 なお、(4)で述べる鏡面の大きさと十分な視界が得られる場合は、必要な視界が得られる範囲内で鏡面の曲率半径を大きくするものとする。 (2) 鏡面数 単路部は一鏡面を原則として使用する。 交差点において、1 方向のみを確認する場合は一鏡面を、また、異なった 2 方向を確認する場合は二面鏡を原則として使用する。 ここに、一面鏡とは 1 本の支柱（または 1 箇所）に鏡面を一面取り付けた構造をいい、二面鏡とは 1 本の支柱に鏡面を二面取り付けた構造をいう。 鏡面数は、設置占有幅等を考慮して二面までとした。	必要な視距または見通し距離(D)	D < 40m	40m ≤ D ≤ 60m	60m < D	鏡面の曲率半径(mm)	1,500 2,200	3,000	3,600 以上	道路反射鏡設置指針を参考に表を作成
必要な視距または見通し距離(D)	40m未満	40m以上 60m以下	60mより大きい															
鏡面の曲率半径(mm)	1,500 2,200	3,000	3,600 以上															
必要な視距または見通し距離(D)	D < 40m	40m ≤ D ≤ 60m	60m < D															
鏡面の曲率半径(mm)	1,500 2,200	3,000	3,600 以上															

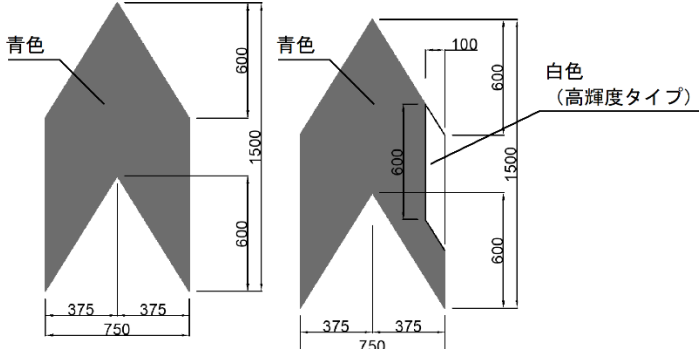
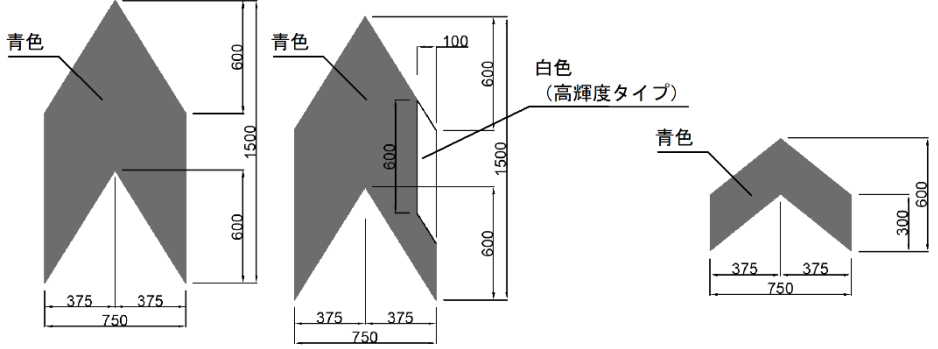
第 6 編 交通安全
6-136

新	旧	改訂理由
11.7 移動式ガードレールの設置 移動式ガードレールについては固定式ガードレールと同等の防護柵機能を期待できないことから、その設置に当たっては下記の条件に該当するところに限り設置できるものとする。固定式ガードレールと同等の防護柵機能を有する製品を車両用防護柵として設置検討する際は 5.7 移動式ガードレールを参照すること。	11.7 移動式ガードレールの設置 移動式ガードレールについては固定式ガードレールと同等の防護柵機能を期待できないことから、その設置に当たっては下記の条件に該当するところに限り設置できるものとする。	固定式ガードレールと同等の防護柵機能を有する製品について参照先を追記。

新	旧	改訂理由
1) 緑石による分離 【セミフラット形式の歩道の場合】 (一般部) (車両乗り入れ部)  【マウントアップ形式の歩道・マウントアップ形式の自転車道の場合】 (一般部) (車両乗り入れ部)  図 12.1 自転車道の分離構造の例 - 一般部の自転車道と車道の間に設ける分離工作物については、自転車、自動車がい互いに存在を認識できるよう視認性に配慮し、車道から高さ 15cm 以上（ただし、交通安全対策上、構造上必要な場合には 25cm まで高くすることができる）の緑石を設置するものとする。マウントアップ形式の自転車道とする場合は、自転車がふらついた際、車道に飛び出さないようにすることが必要であるので、足がつけるように、自転車道の路面よりもペダルがぶつかからない範囲で 5 cm 程度高く、幅の広い緑石を設置することが考えられる。 - 一般部の自転車道と歩道の間に設ける分離工作物については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 19 日 国土交通省令第 116 号）」を参考とし、原則として車道から高さ 15cm 程度の緑石を設置するものとする。 - 沿道アクセスのための車両乗り入れ部を設置する場合には、自転車道と車道の間及び自転車道と歩道の間に緑石を設置するものとする。自転車道と歩道の間の緑石は自転車道から高さ 5 cm、自転車道と車道の間の緑石は車道から高さ 5 cm 以下とするとともに、緑石の形状等は歩行者及び自転車の安全性に配慮する。マウントアップ形式の歩道及び自転車道とする場合は、歩道及び自転車道を標準横断勾配とするため、特殊な緑石も活用し調整するものとする。 2) 緑石以外による分離 - 自動車の路外への逸脱による乗員の人的被害や第三者への人的被害等を防止するために、必要な区間では、緑石に変え又は加え、車両用防護柵を分離工作物として設置するものとする。ただし、分離工作物は、自転車道の幅員を狭く感じさせ、自転車に圧迫感を与えることや、追い越し時等に接触の危険性があることから、自転車通行の走行性・安全性に配慮した高さ・構造とするものとする。 - 歩行者の横断を抑制するために必要な箇所では、高さ 0.7m～0.8m を標準とする横断防止柵を分離工作物として設置することができる。 - 良好な道路交通環境や沿道生活環境の確保、景観への配慮が必要な箇所では、植樹帯を分離工作物として	(一般部) (車両乗り入れ部)  図 12.1 自転車道の分離構造の例 分離工作物としてガードパイプ等を設置する場合は、自転車と自動車、歩行者がい互いに存在を認識できるようガードパイプ等の構造に留意すること。	最新基準を追記

第 6 編 交通安全
6-141

新	旧	改訂理由
設置することができる。 ・ただし, 上記のいずれの場合も, 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン, 令和 6 年 6 月, (3) 幅員, 国土交通省道路局・警察庁交通局」に関する留意事項に配慮するものとする。 3) 留意事項 ・分離工作物により, 排水機能が損なわれないように留意するものとする。 ・夜間等でも自転車の安全な通行を確保するために視認できることが必要である。視認性を向上させるための手法として, 道路照明・反射材・縁石に反射テープを巻いたゴム製ボールの設置, 自発光式道路紙の併設、縁石と舗装を同系色としないことなど手法が考えられる。なお、ゴム製ボール等を設置する際は、景観への影響にも配慮し, 設置間隔等に十分留意すること。 ・分離工作物として柵を設置する場合, ボルトなど突起物, 部材の継ぎ目等により自転車利用者及び歩行者の手や足が接触してけがをすることのないようにする必要がある。 ・分離工作物として植樹帯を設置する場合は、自転車の走行性, 視認性を妨げることのないように配置を検討するとともに, 樹木の成長に留意し維持管理に努めるものとする。特に自転車道と車道の間に植樹帯を設置する場合は, 交差点付近や車両乗り入れ部付近では, 自動車と自転車相互の見通しの妨げにならないよう樹種等に配慮するものとする。 【適用】安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン, P. II-12～13, 令和 6 年 6 月, 国土交通省道路局・警察庁交通局		

新	旧	改訂理由
(2) 路面標示等 車道混在とする場合は矢羽根を設置することを原則とし、図 12.5 の形状を標準とする。なお、安全性の観点から外側線より車道側や交差点内においては夜間視認性向上タイプを標準とする。矢羽根型路面表示が車道外側線と重なる場合には、車道外側線を上に、矢羽根型路面表示を下に重複させて設置するものとする。  (a) 標準タイプ (b) 夜間視認性向上タイプ 図 12.5 矢羽根の形状 また、自転車の通行方向を道路利用者に明確に示すことや自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策のため、図 12.2 のピクトグラムを設置するものとする。設置個所については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン、令和 6 年 6 月、P. II-3～II-4、国土交通省道路局・警察庁交通局」を参照すること。 矢羽根の設置間隔は 10m 間隔を標準とし、交差点部の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や事故多発地点等では密にするものとする。ただし、郊外部のサイクルルート等においては、視認性を考慮した上で広い間隔（上限 100m 程度）で設置することもできる。	(2) 路面標示等 車道混在とする場合は矢羽根を設置することを原則とし、図 12.5 の形状を標準とする。なお、安全性の観点から外側線より車道側や交差点内においては夜間視認性向上タイプを標準とする。また、道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路（生活道路など）では、必要に応じて、縮小タイプを用いてもよい。  (a) 標準タイプ (b) 夜間視認性向上タイプ (c) 縮小タイプ 図 12.5 矢羽根の形状 また、自転車の通行方向を道路利用者に明確に示すことや自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策のため、図 12.2 のピクトグラムを設置するものとする。設置個所については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（H28.7）を参照すること。 矢羽根の設置間隔は 10m 間隔を標準とし、交差点部においては 5m を標準とする。ただし、直線区間においては 20m 間隔とすることができる。	最新基準を反映